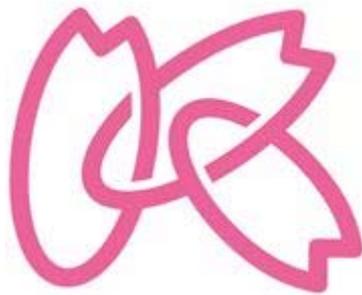


平成26年度

ふるさと北区財政白書



平成26年6月

東京都北区

「ふるさと北区財政白書」(平成26年度版)の発行に際して

平成26年1月に発表された本年度の政府経済見通しでは、平成26年度の日本経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減に留意が必要ではあるものの、「好循環実現のための経済対策」などの推進により、前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復や、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等が挙げられ、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。

こうした状況の下、今後も景気の動向を十分注視しながら、健全で持続可能な行財政運営を確立するために、一層の取組みを進めていく必要があります。

ここに北区の財政状況及び今後の課題をできるだけわかりやすくご理解いただけるよう、平成26年度版財政白書を作成しました。北区を取り巻く財政環境は、予断を許さない状況にありますが、自立した基礎自治体として、少子高齢化の進展などをふまえ、区民福祉の維持・向上のために最善を尽くしてまいりますので、区財政の現況をご理解いただき、「ふるさと北区」の更なる発展のためにご協力をお願いいたします。

目 次

第1章 北区政の課題	1
1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために	1
(1) 北区の人口構成	1
(2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題	2
第2章 北区財政の現況	3
1 北区の予算の概要	3
2 歳入	5
(1) 特別区税等の推移	5
(2) 都区財政調整制度	8
(3) 国庫支出金制度の見直し及び超過負担の現状	10
(4) 特別区債の発行状況	11
3 歳出	12
(1) 性質別構成比の推移	12
(2) 義務的経費の状況	13
4 区立施設の良い管理運営のために	16
5 受益者負担の考え方	18
6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして	19
第3章 財政収支の現状	20
1 財政収支の現状	20
2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成24年度）	21
(1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）	21
(2) 連結貸借対照表（バランスシート）	21
3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成24年度）	22
4 平成24年度決算財政比較分析表	23
第4章 区民福祉の向上のために……北区の取り組むべきこと	24
1 平成26年度予算編成方針	24
2 平成26年度当初予算の特徴と重点分野	24
(1) 予算の特徴	24
(2) 重点分野	24
(3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）	26
3 地方消費税引上げ分の社会保障施策の取組み	26
4 終わりに	26
コラム1 社会保障と税の一体改革について	27
コラム2 法人住民税の一部国税化について	30
参 考 編	32
1 主な財政指標	33
(1) 人口の推移	33
(2) 納税義務者の推移	33
(3) 特別区民税の推移	34
(4) 形式収支（普通会計）	34

(5)	実質収支（普通会計）	34
(6)	実質収支比率（普通会計）	34
(7)	実質的な収支額	34
(8)	実質単年度収支（普通会計）	35
(9)	経常収支比率	35
(10)	性質別構成比の推移（普通会計）	35
(11)	義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）	36
(12)	特別区債発行額と残高の推移	36
(13)	公債費比率	36
(14)	基金取崩し状況	37
(15)	基金残高の推移	37
(16)	普通会計決算の推移	37
(17)	北区財務年表	38
2	平成25年度予算の執行状況	39
(1)	歳入歳出予算の執行状況	39
(2)	区民負担の状況	40
(3)	区の財産	40
(4)	特別区債の状況	40
3	都区財政調整関連指標（北区）	41
(1)	特別区交付金の推移	41
(2)	基準財政需要額と基準財政収入額	41
4	主要事業分析	42

第1章 北区政の課題

1 少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるために

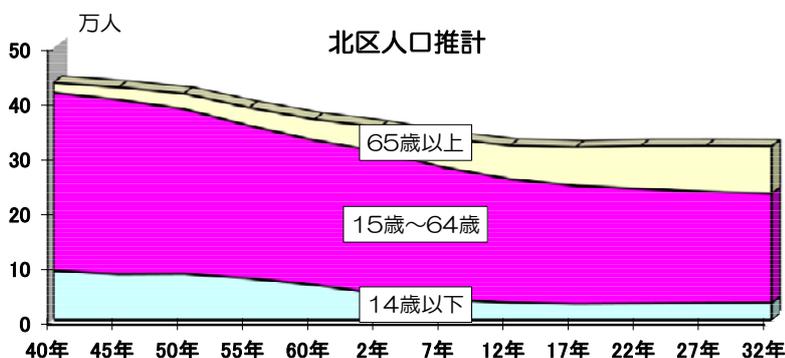
5年に1度行われる国勢調査によれば、北区の総人口は、昭和40年の約45万2千人をピークに減少傾向が続き、平成12年には約32万7千人まで減少しましたが、平成17年に40年ぶりに増加に転じ、平成22年も引き続き増加しました。

また、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口では、北区の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は25.1%で、23区で最も高くなっています。

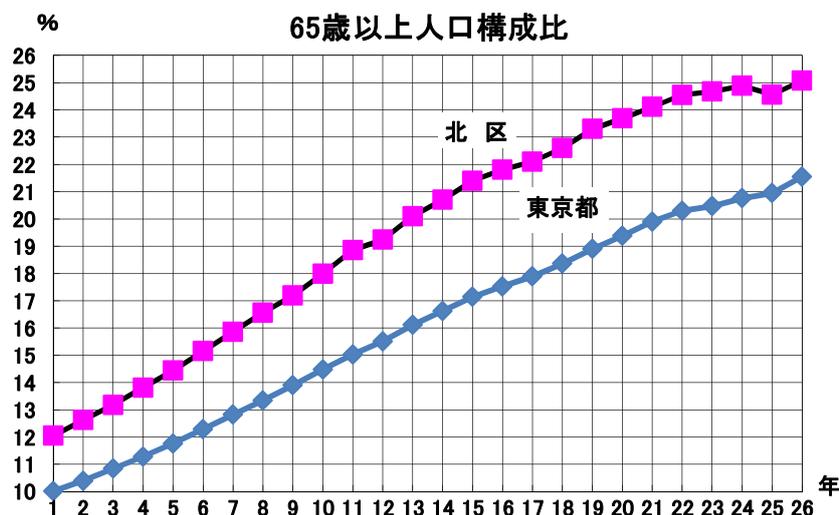
(1) 北区の人口構成

(参考編P33)

住民基本台帳人口（外国人を除く）は、平成26年1月1日現在で32万165人となり、前年比で1,281人増加し、2年連続の増加となりました。世代別に見ると、年少人口（14歳以下）と高齢者人口（65歳以上）が増加した一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けています。高齢化率は前年比で0.5ポイント上がり、東京都平均を上回る高い割合で推移しています。



各年1月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を除く）、平成27年以降は『北区行政資料集（平成25年9月発行）』より



各年1月1日現在の住民基本台帳人口（平成25年以降は外国人人口を含む）

(参考) 国勢調査人口

年	人口 (人)			世帯
	総数	男	女	
平成12年	326,764	161,957	164,807	153,066
平成17年	330,412	163,962	166,450	162,104
平成22年	335,544	166,104	169,440	172,568

(2) 基本姿勢と4つの重点戦略、3つの優先課題

北区は、区最大の課題である少子高齢化対策に積極的に取り組み、魅力ある美しいふるさとづくりを進めるべく、「区民とともに」という基本姿勢のもと、北区基本計画2010に基づき、「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花＊みどり」・やすらぎ戦略、「安全・安心」・快適戦略の4つを推進しています。

平成26年度の予算は、こうした4つの重点戦略を中心として、少子高齢社会への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など喫緊の課題に着実に取り組むため、限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。

特に3つの優先課題として「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むとともに、「長生きするなら北区が一番」を実現し、また「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策に全力で取り組みます。さらに、本格化するまちづくりへの取組みや、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取組みを積極的に進めていきます。

3つの優先課題

平成26年度の主な事業

「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」

- 臨時災害FM放送局のシステム設置
- 大学生防災サポーターの育成
- 母子救護所の設置検討
- 道路ストックの点検
- 災害拠点病院等の災害時医療用深井戸の整備補助

「長生きするなら北区が一番」

- 介護と医療の連携強化
- 健康寿命を延伸する取組み
- 高齢者いきいきサポーター制度の開始
- (仮称) 赤羽体育館建設
- 区営シルバーピアの建設・民間による特別養護老人ホーム等の整備

「子育てするなら北区が一番」

- 子育て世帯向けプレミアム付き区内共通商品券の発行支援
- 青森県東通村での中学生職場体験の実施
- 計画的な学校改築・リフレッシュ改修
- 保育所待機児童解消
- 学校運営における省エネ・インセンティブ制度の導入

「本格化するまちづくりへの取組み」

- 駅周辺まちづくりの推進(王子駅・板橋駅・十条駅)
- 十条跨線橋(東十条駅南口駅前広場)の整備
- 不燃化推進特定整備事業(木密地域不燃化10年プロジェクト)

「東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取組み」

- 「(仮称) 北区西が丘トレセン通り」のPR
- オリンピック・パラリンピックボランティアの育成
- 北区版スポーツアカデミー・トップアスリート交流スポーツ教室

その他

- 地域のきずなづくり推進プロジェクト
- シティプロモーションの推進

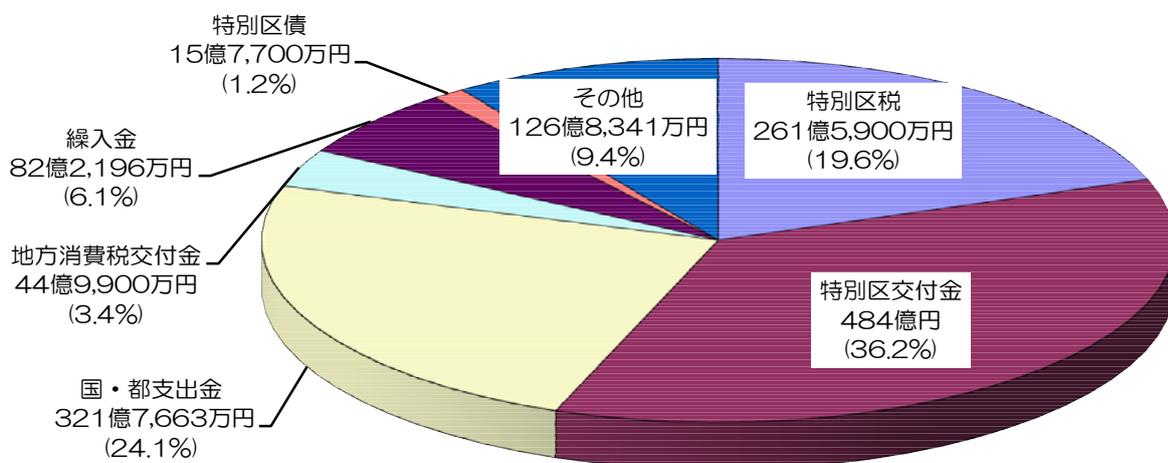
第2章 北区財政の現況

1 北区の予算の概要 (歳入)

歳入の中で、最も割合の高いものは特別区交付金（都区財政調整交付金）の36.2%で、特別区税の19.6%と合わせて全体の5割以上を占めています。特別区交付金は、その主な財源である市町村民税法人分の増収見込などにより、平成25年度に比べ16億円の増加を見込んでいます。また、地方消費税交付金は、消費税率の引上げにより約9億円の増加を見込んでいます。

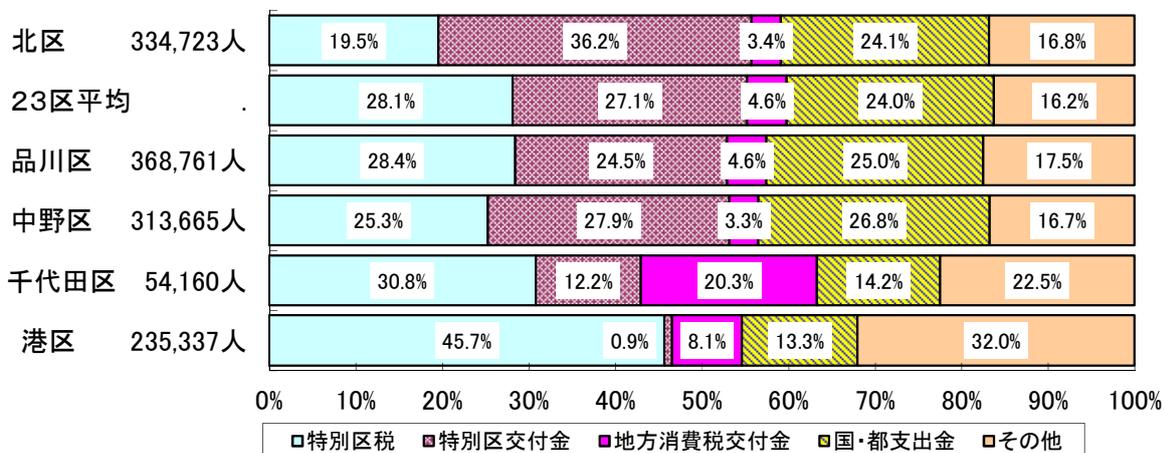
平成26年度 一般会計当初予算（歳入）

予算額 1,337億1,700万円



23区平均と比較すると、特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高いことがよくわかります。同程度の人口規模の品川区や中野区と比較した場合、歳入構成の違いが見とれます。千代田区や港区のような都心区と比較した場合には、その違いがさらに明確になります。

平成26年度一般会計当初予算



※区名の横にある人数は、各区の平成26年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）です。

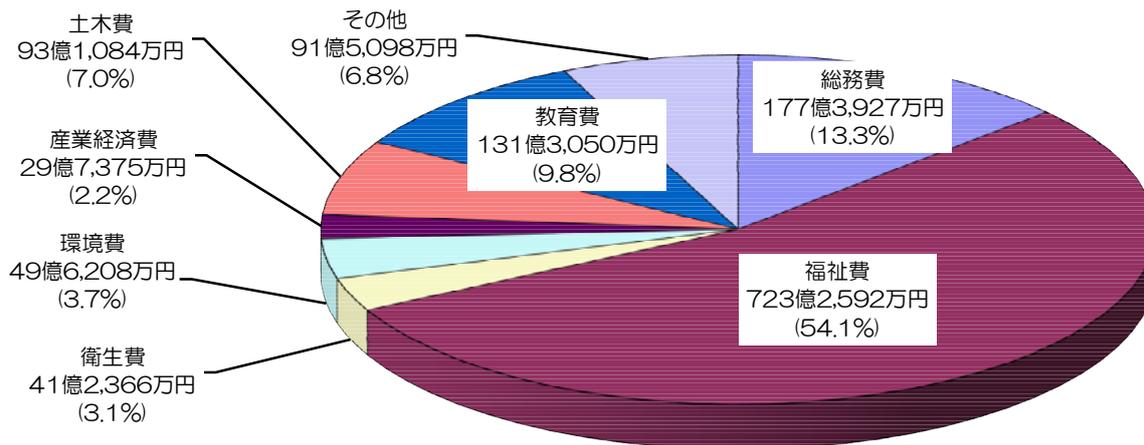
(歳出)

一般会計の予算規模は、1,337億1,700万円で、前年度に比べ0.7%の減となっています。

歳出の中で、最も割合の高いものは福祉費で、予算規模の50%を大幅に超える構成比になっています。次に割合の高い総務費は、赤羽会館耐震等改修費の増加や田端区民センター改修費などにより増額となっています。一方、教育費は、滝野川紅葉中学校と赤羽岩淵中学校の改築工事が終了したことなどにより、減額となっています。

平成26年度 一般会計当初予算（目的別歳出）

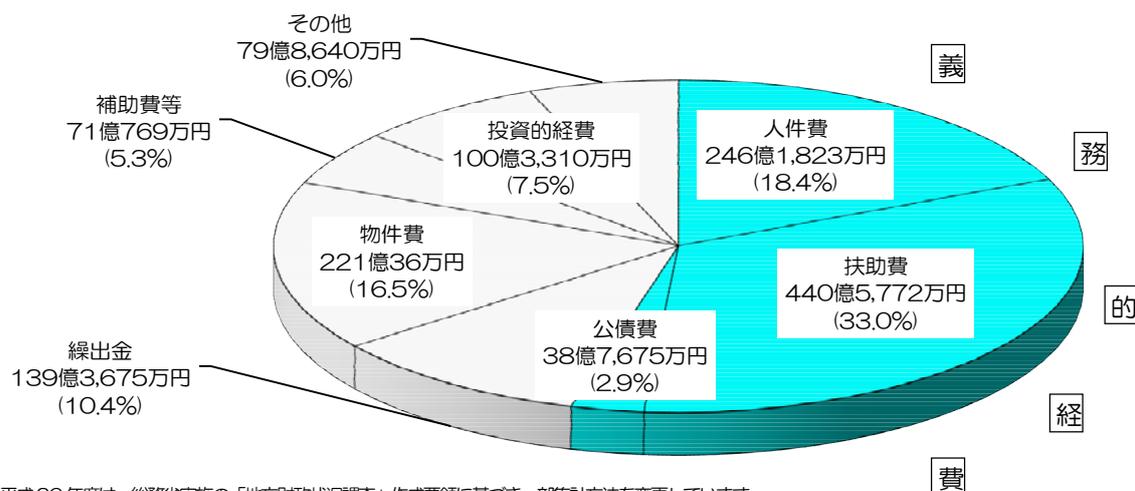
予算額 1,337億1,700万円



歳出を性質別にみると、義務的経費が全体の54.3%を占めています。また実質的な義務的経費である、医療・介護保険等に係わる特別会計への繰出金を加えると、64.7%になります。

平成26年度 一般会計当初予算（性質別歳出）

予算額 1,337億1,700万円



※平成26年度は、総務省実施の「地方財政状況調査」作成要領に基づき一部集計方法を変更しています。

義務的経費とは、法令の規定あるいはその性質上、支出が義務付けられており、任意に削減できないもので、人件費、扶助費、公債費の合計をいいます。この割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕がなくなるため、財政構造が硬直化し、財政の弾力性を失うことを意味しています。

2 歳入

(1) 特別区税等の推移

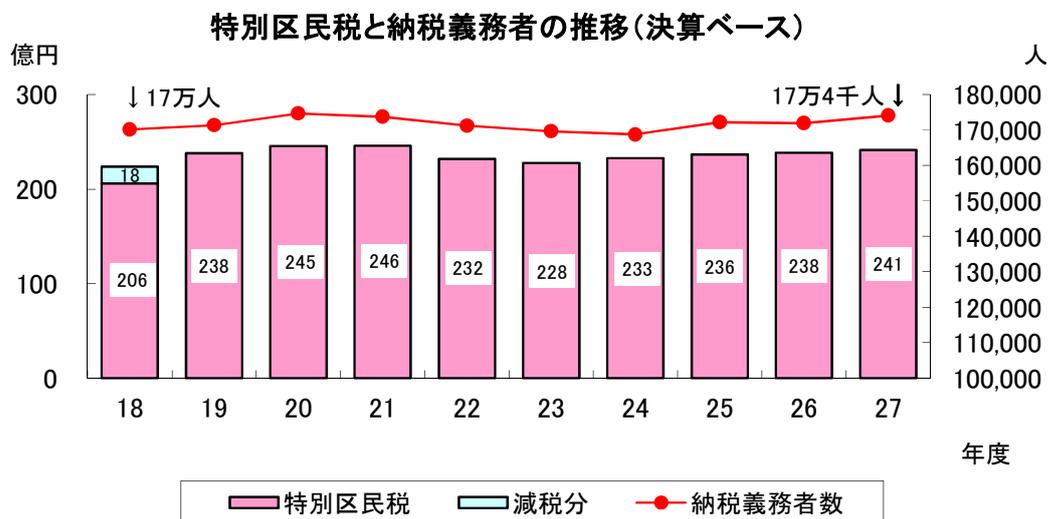
特別区税収入は、平成19年度に国から地方への税源移譲などの影響により増収となりましたが、平成21年度のリーマンショックを始めとする景気の悪化などにより平成22年度以降は低迷が続いており、少子高齢化が進む現状を考えると、今後も大幅な伸びを期待することは難しい状況にあります。また、特別区税や国民健康保険料の収納率は区の一般財源に大きく影響するため、収納対策を一層充実し、更なる向上を図る必要があります。

○特別区民税の現状と将来推計

(参考編P33、34)

特別区民税は、平成18年度に老年者非課税の措置が廃止されたことなどにより納税義務者数が増加したことや、平成19年度の三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止などにより、平成21年度まで増収傾向が続いていました。しかし、平成22年度以降、景気悪化の影響などにより減収となり、平成25年度は、前年度と比較すると約3億円の増収となっているものの、近年で最も多かった平成21年度と比較すると、約10億円の減収となっています。

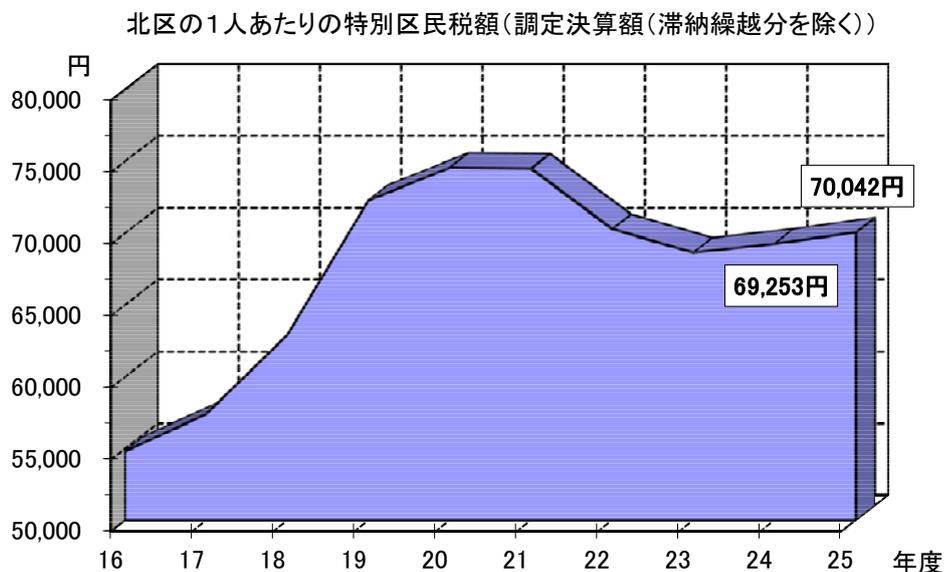
今後の見込みとしては、平成26年度は、東京都内の給与支払総額の実績を参考に、前年の区内総所得金額の伸びを0.8%として約2億円の増収を見込み、平成27年度は、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成26年1月24日閣議決定）」において名目経済成長率を3.3%程度と見込んでいることを参考に、約3億円の増収を見込んでいます。



先行減税が行われた平成6年度からは（平成9年度を除く）、減収の一部を補うため、減税補てん債を発行していましたが、定率減税の廃止により平成18年度が最後となりました。

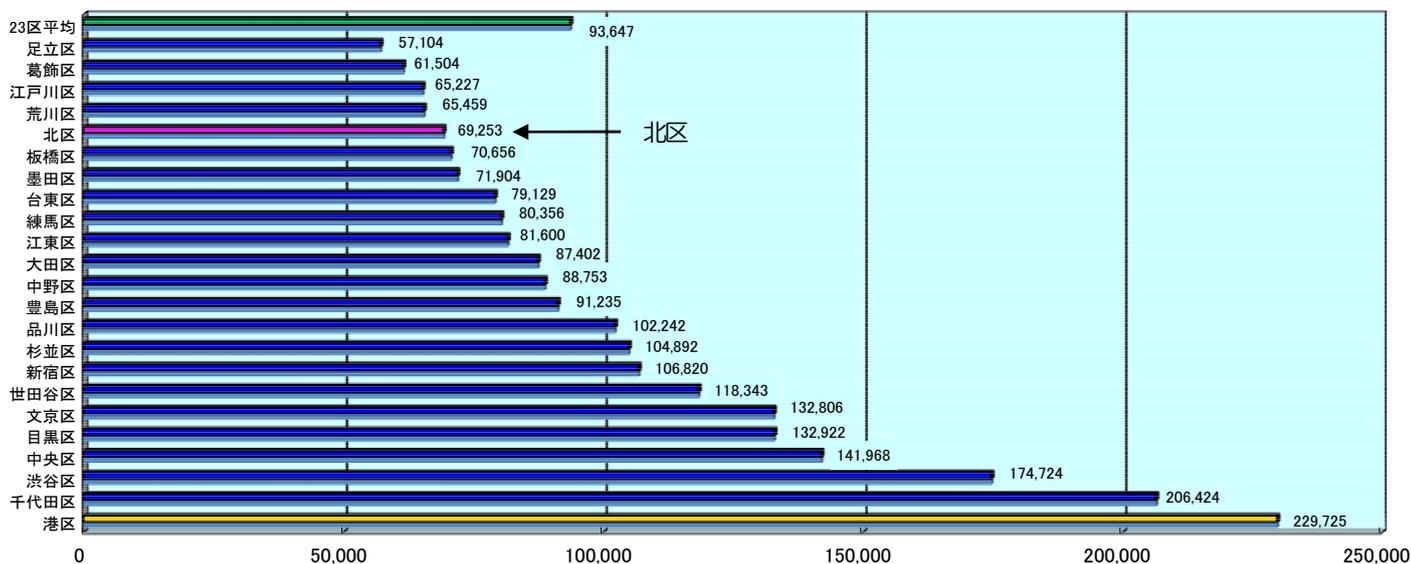
○区民1人あたりの特別区民税額

平成24年度調定額をもとに、1人あたりの特別区民税額を23区で比較すると、北区は19番目と低い水準になっています。なお、トップは港区で、北区の約3.3倍です。



※人口は、4月1日を基準とし、外国人人口を含みます。

1人あたりの特別区民税額(平成24年度調定決算額)



円

○特別区民税、国民健康保険料等の主な未収入状況

平成24年度決算(単位:千円)

	特別区民税	国民健康保険料	保育料(区立)	区営住宅使用料
収入未済額	1,735,864	2,735,702	26,157	3,533
収入未済率	6.9%	23.1%	3.1%	1.7%

○特別区民税・国民健康保険料収納率の推移

特別区民税の現年課税分の収納率は、平成17年度から低下傾向にありましたが、平成22年度から上昇に転じ、平成25年度は前年度と比較して、約0.3ポイントの上昇となりました。一方、国民健康保険料の現年分の収納率は、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まったことによる影響などにより大きく落ち込みましたが、平成21年度から上昇傾向にあり、平成25年度は、前年度と比較して約0.8ポイントの上昇となりました。

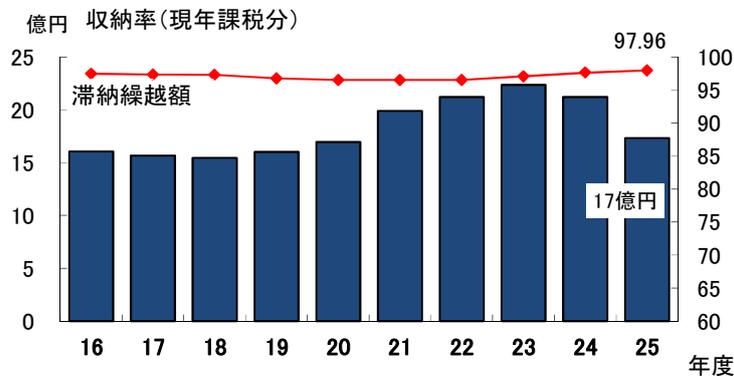
特別区民税の滞納繰越額は、景気の悪化などにより平成19年度から毎年増加していましたが、休日納付相談や納付案内センターの充実など収納対策の強化に努め、平成24年度から減少に転じ、平成25年度も引き続き前年度と比較して減少となりました。

◇特別区民税収納率の推移

(単位：%)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
現年課税	97.45	97.32	97.29	96.75	96.51	96.50	96.51	97.05	97.63	97.96
滞納繰越	24.19	24.45	25.75	30.16	24.74	25.24	26.27	26.27	34.38	34.49

特別区民税収納率と滞納繰越額の推移(決算ベース)



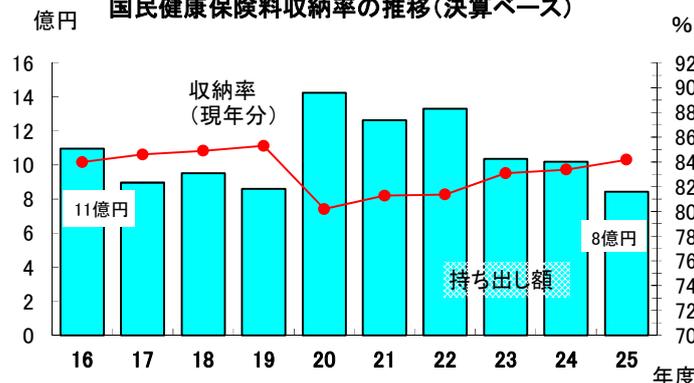
◇国民健康保険料収納率の推移

(単位：%、百万円)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
現 年	83.99	84.60	84.91	85.31	80.19	81.28	81.37	83.09	83.38	84.17
滞納繰越	21.64	29.21	26.23	28.36	19.75	23.11	20.57	27.29	26.75	30.95
※持出額	1,097	896	951	860	1,425	1,263	1,331	1,036	1,019	844

※持出額…都区財政調整制度との関係で、国民健康保険料の収納率が、現年分91%、滞納繰越分が38%に満たない場合は、その不足分を区の一般財源から持ち出して補てんすることになります。

国民健康保険料収納率の推移(決算ベース)



東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、また特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区交付金が東京都から交付されています。北区は特別区交付金に対する依存度が高く、交付金の増減は財政運営に大きな影響を及ぼすため、景気の動向などに注意する必要があります。

○都区財政調整制度の仕組み

標準的な施策に要する経費を積算した需要額（基準財政需要額）と、標準的な収入額（基準財政収入額）を比べ、需要額が収入額を上回る場合、その差額が交付されるシステムです。その財源は、調整三税（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）に一定割合（調整率＝特別区への配分割合）を乗じた額となります。調整三税は本来、市町村税ですが、特別区では東京都が賦課徴収しています。

平成12年4月から都区制度の改革による新たな都区財政調整制度がスタートし、昭和51年度以降44%に固定されていた調整率が清掃事業の移管等により52%に変更となり、さらに平成19年度より三位一体改革の影響に係る配分率の変更等で55%となりました。

一方、基準財政収入額の計算も平成12年度からは当該年度の収入額を用いる方法から、過去3年間の決算額の平均数値を用いる方法へと変更となり、さらに交付額が算定上必要な額に満たないときに、東京都の一般会計から借り入れる総額補てん主義は納付金制度とともに廃止されました。

○平成25年度及び平成26年度都区財政調整について

平成25年度都区財政調整では、市町村民税法人分の増収などにより、交付金総額で前年度と比べて約370億円、4.2%の増となり、2年ぶりの増加となりました。再調整では、当初算定時の算定残約190億円が、調整三税の増収により約425億円となったため、公共施設の改築経費を算定するなど、普通交付金を約422億円増額し、約3億円については特別交付金に加算することとなりました。

平成26年度都区財政調整では、市町村民税法人分の増収などにより、交付金総額で前年度と比べて約698億円、7.7%の増となり、2年連続の増加となりました。

基準財政需要額の経常的経費では、防災備蓄経費（施設利用者分など）の新規算定、認証保育所運営費等事業費などの算定充実のほか、財産管理費の見直しや、平成25年度都区財政調整で行った投資的経費における標準施設規模等の見直しを経常的経費へ反映させるため、施設維持管理経費の見直し・算定改善を行い、3.3%の増となりました。

また投資的経費においては、平成26年度に限り公共施設改築経費の臨時的算定を行うことなどにより、33.7%の増となりました。

○都区財政調整協議における今後の課題

平成12年の都区制度改革によって、都区財政調整制度は特別区の自主性及び自律性を高める観点から見直しが行われ、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられました。

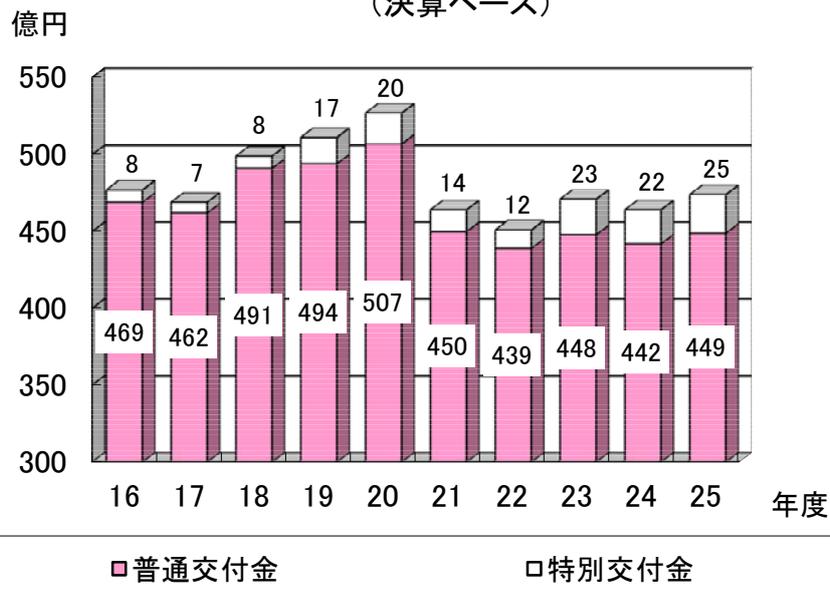
しかしながら、毎年度の都区財政調整に関する協議においては、特別区相互間で自主・自律的に調整を行った結果が十分に反映されないなど、改革の趣旨に沿った運用がなされていない状況にあります。今後も厳しい財源状況が続くと見込まれる中で、自主・自律的な区間調整の実現と、各区の自主性が担保される算定方法に改めていくために、都区双方の真摯な協議を進めていく必要があります。

○平成26年度都区財政調整協議における今後の課題（個別検討項目）

特別交付金のあり方	透明性、公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。
減収補てん対策のあり方	一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策が講じられるよう検討する。
投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映	各施設の箇所数や直営委託比率など、特別区の実態に合わせて再設定を行った。学童保育施設など一部の施設について引き続き検討する。
都市計画交付金のあり方	特別区の都市計画事業の実施状況に見合う規模の拡大、交付対象事業の拡大、交付率の上限撤廃について検討を進める。

○特別区交付金の推移

北区の特別区交付金の推移
(決算ベース)



(3) 国庫支出金制度の見直し及び超過負担の現状

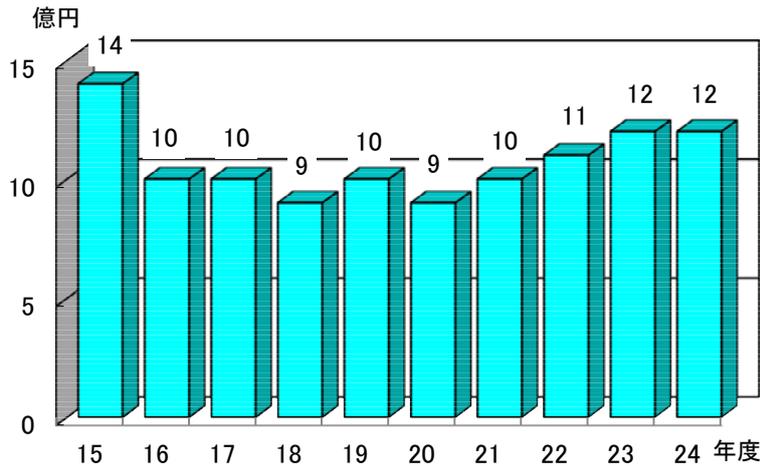
(コラム2 P30)

○国庫支出金の削減と一般財源化（三位一体改革関連は除く）

国庫支出金は、国の財政難を理由に、昭和60年度以降負担率の引き下げが行われてきました。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきました。しかし、特別区は、地方交付税の不交付団体となっているため、実質的には歳入の減となってしまいます。

平成16年度以降に補助金削減影響額が減少した主な要因は、保育実施費の一般財源化に伴い影響額の算定から除外したためです。

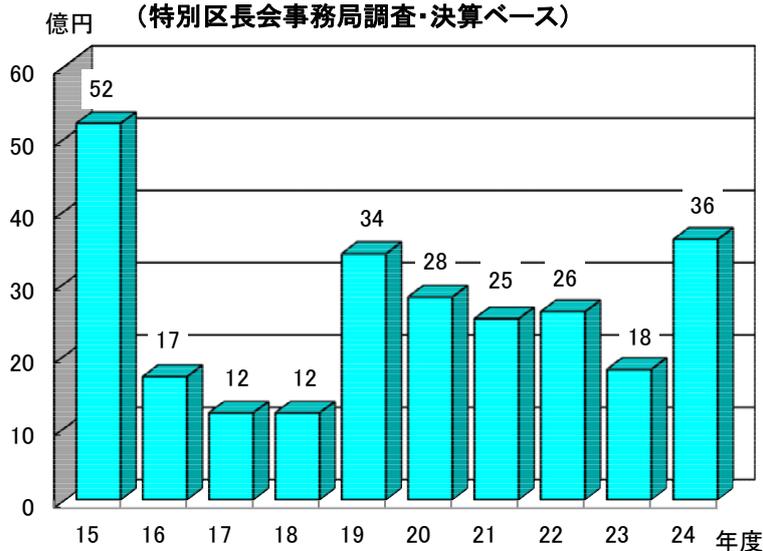
補助金削減の影響（一般財源化を除く・決算ベース）



○超過負担の現状

超過負担とは区が実施する国庫補助対象事業において、国の算定する補助対象基本額が、実際に事業を実施するために必要な金額より低いために生じる差額分をいいます。その原因としては、国庫基準単価が低いこと、補助対象範囲が不十分で事業の実態を反映していないことなどがあり、その額は多額なものとなっています。

主な国庫補助対象事業における超過負担の状況
(特別区長会事務局調査・決算ベース)

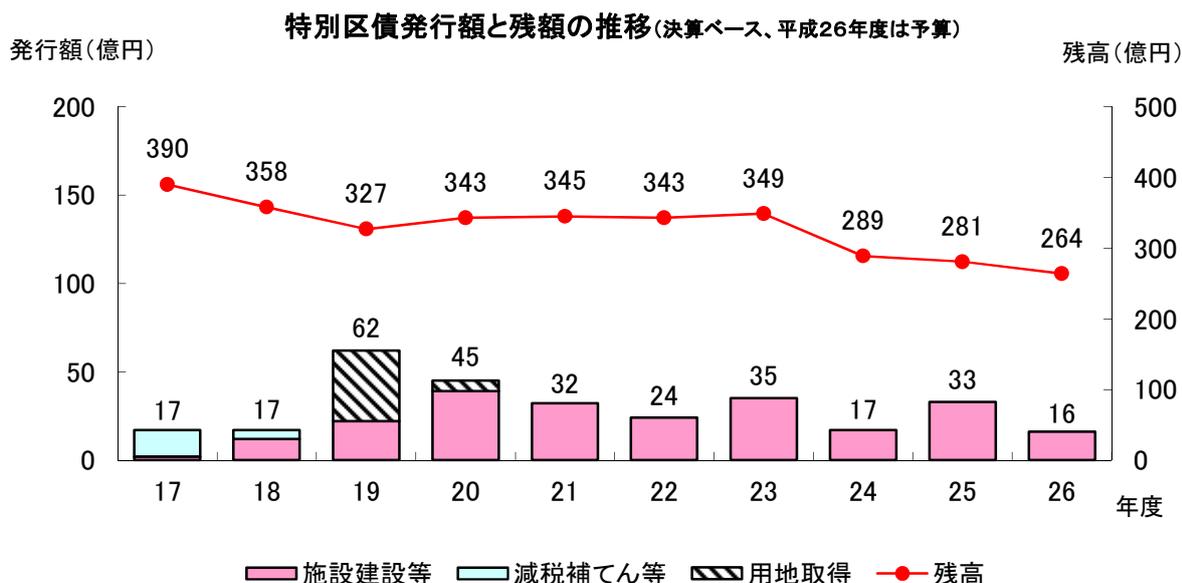


国庫補助・負担金の整理合理化については、地方への実質的な負担転嫁が行われることのないよう、また地方分権の趣旨を踏まえ、国税から地方税への税源移譲による財源措置を図るよう強く求めています。

(4) 特別区債の発行状況

(参考編P36、40)

特別区債とは、将来の区民にも負担を求めるとともに、財源の年度間調整を図るため、区の財産となる土地の購入や公共施設の建設など、一時的に多額の資金を必要とする場合に、政府や民間金融機関から借り入れる長期借入金をいいます。平成25年度末の特別区債残高は約281億円で、区民1人あたりに換算すると約8万4千円の借入となっています。



北区では、学校の改築や公園の整備などの公共施設の建設等に伴い、特別区債を発行してきました。また、減税による税収の減を補うために、平成6年度から平成18年度までに総額約296億円の「減税補てん債等」(このうち、約82億円は平成7年度、平成8年度に発行した減税補てん債の借換分)を発行しています。これは本来、国が負うべき減税額を区が借金で穴埋めしていることとなります。平成25年度には区民施設等建設、公園整備、学校改築、社会教育施設建設のため約33億円の起債を行いました。平成26年度は、区民施設等建設、社会体育施設建設で約16億円の起債を予定しています。

主な特別区債の活用事業

(単位：百万円)

17年度	減税補てん(平成7年度借換分)(894)	減税補てん(649)
18年度	減税補てん(482)	新中央図書館(282) 校舎大規模改造(335) 学校用地(582)
19年度	新中央図書館(1,301)	赤羽スポーツの森公園用地再取得(3,970) 学校改築(526)
20年度	学校改築(3,910)	学校用地(611)
21年度	学校改築(2,473)	赤羽スポーツの森公園整備(726)
22年度	学校改築(2,447)	
23年度	庁舎耐震補強(561)	社会福祉施設整備(124) 学校改築(2,847)
24年度	区民施設等建設(74)	公園整備(175) 学校改築(1,457)
25年度	区民施設等建設(59)	公園整備(363) 学校改築(2,488) 社会教育施設建設(352)

3 歳 出

(1) 性質別構成比の推移

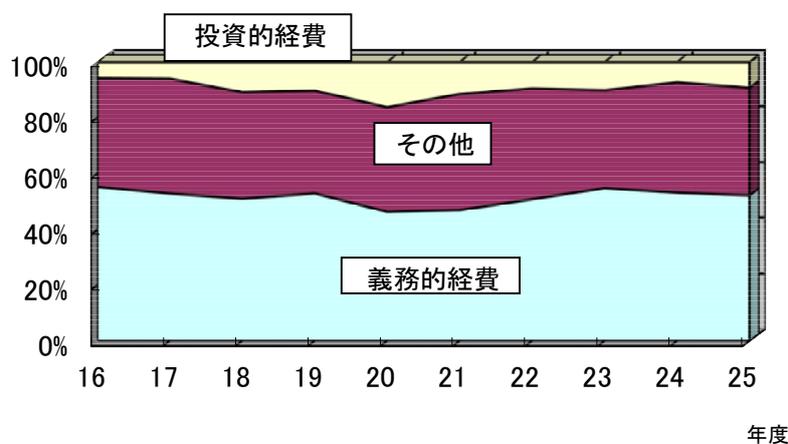
(参考編 P35)

歳出総額に占める義務的経費の構成比割合は、平成24年度の53.1%から平成25年度決算では、52.1%と1.0ポイントの減となる見込みです。これは、人件費と公債費の減によるものです。

投資的経費の割合は2年ぶりに増加し、平成25年度決算では9.2%となる見込みとなっています。

性質別構成比の推移

(普通会計決算ベース、平成25年度は見込み)



歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の割合は、平成20～21年度は50%を一旦下回っていましたが、平成22年度以降は50%を再び上回っており、平成25年度は52.1%となる見込みです。平成24年度と比較すると約10億円、1.0ポイントの減となっていますが、これは扶助費が横ばいとなっているものの、人件費、公債費が減少していることによるものです。

投資的経費は、構成比で見ると平成24年度の7.3%から、学校改築や公園整備などにより、平成25年度は9.2%と増加する見込みです。今後も学校改築や公共施設の更新需要の増加が見込まれるため、投資的経費に充てる財源を確保していく必要があります。

普通会計とは・・・

地方公共団体間の比較や時系列比較が可能となるように地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分です。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）とは・・・

任意に削減し得ないことから、財政の弾力性を判断する材料のひとつとなります。

○人件費は、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費をいいます。

○扶助費は、生活保護費、児童扶養手当等、法令により、また独自の施策として、直接本人に支給する現金や物品の経費をいいます。

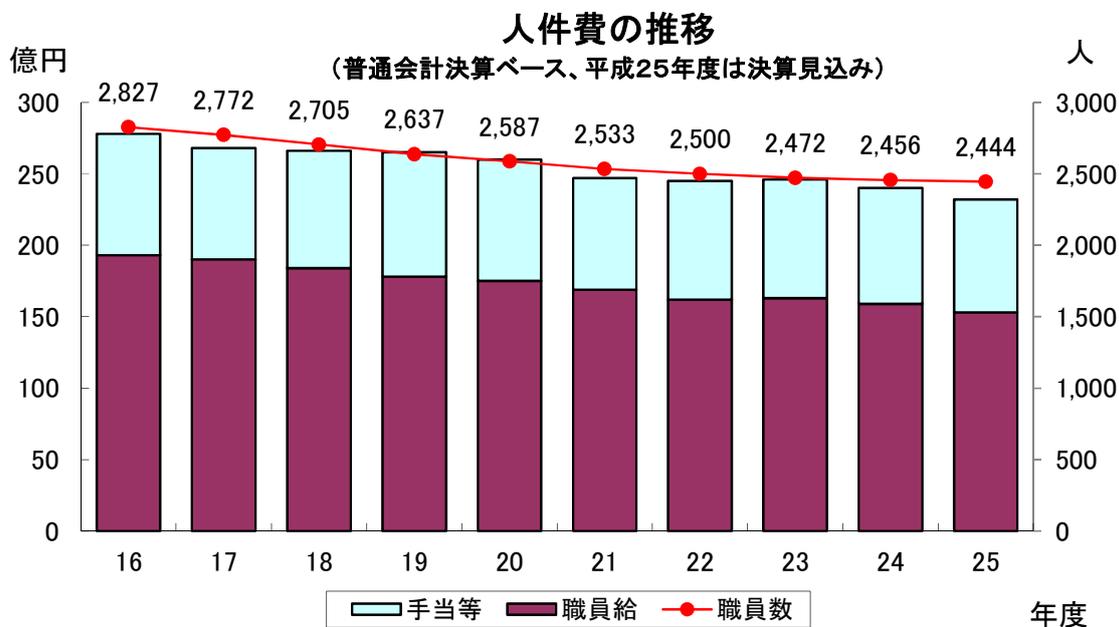
○公債費は、特別区債の元金及び利子の償還金をいいます。なお普通会計上、満期一括償還地方債については、償還財源として減債基金に積み立てた時点で公債費として扱い、満期一括償還時には公債費としないこととされています。

(2) 義務的経費の状況

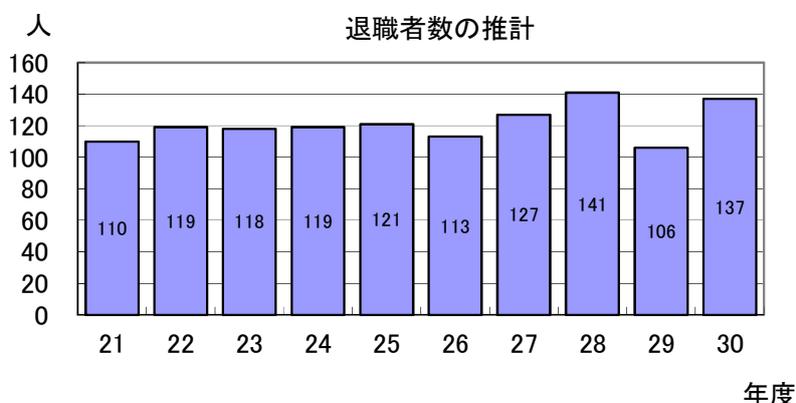
①人件費

(参考編P36)

人件費の平成25年度の決算見込みは対前年度比3.3%の減となっています。職員数は、事務の一部を外部化するなどの取組みにより、前年度から12人を削減し、人件費の抑制を図っています。



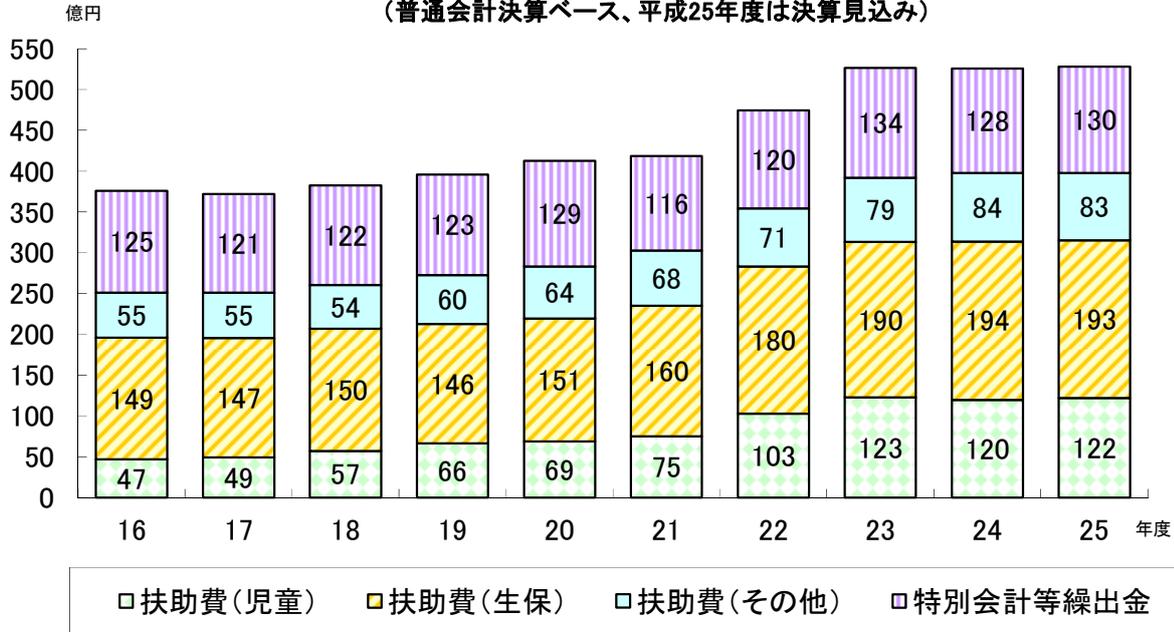
平成25年4月1日現在の職員総数は2,444人で、平均年齢は42.7歳、人件費の平成25年度の決算見込みは約231億8千万円となっています。平成16年度から平成25年度の間で比較すると、「北区経営改革プラン」「職員定数管理計画」などの行政改革の取組みなどにより、383人の職員を削減し、人件費は約45億7千万円の減となっています。なお平成26年4月1日現在の職員総数は、公的年金の支給開始年齢引上げに伴う再任用の義務化の影響などにより2,470人となり、平均年齢は42.6歳となっています。一方で、ここ数年、団塊の世代の退職などにより大量退職が続いており、今後も数年間は退職手当が高水準のまま推移することが見込まれています。



※平成25年度以前は実績、平成26年度以降は平成26年4月1日の職員構成に基づき、勸奨退職等の発生数(過去5年の平均値)を加算して推計しました。

扶助費は、高齢化の進行や生活保護費などの伸びにより、年々増加しており、財政圧迫の要因の1つとなっています。また、実質的な義務的経費である特別会計等に対する繰出金も増加傾向にあります。

扶助費と特別会計等繰出金
(普通会計決算ベース、平成25年度は決算見込み)



扶助費は、特別区の平均を上回る高齢化の進行や、景気の低迷による生活保護率の上昇などにより、増加傾向が続いています。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計等に対する繰出金も、医療費の増加などによって引き続き高い水準にあり、両者を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状態が続いています。

平成25年度決算見込みでは、扶助費が約398億円、特別会計等繰出金が約130億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されています。なお、平成26年度からは地方消費税引上げによる増収分を活用していく方針です。

生活保護の状況(各年度3月末現在)

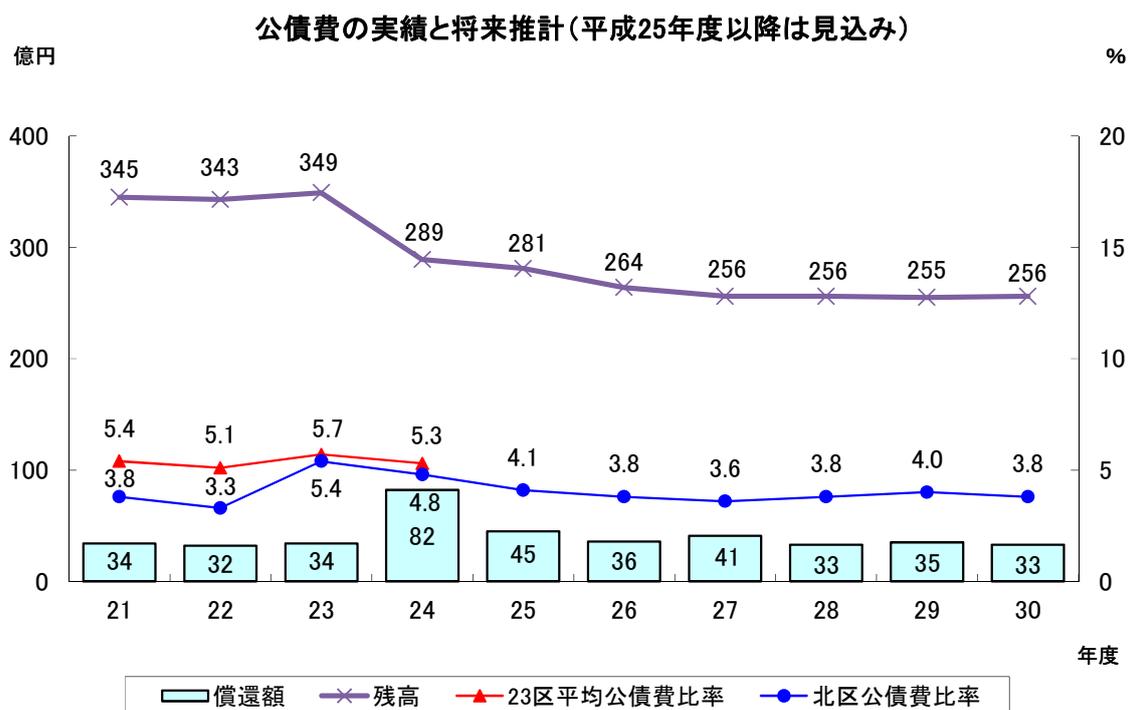


10年間の生活保護受給者の推移をみると、平成16年3月の7,007人(保護率2.13%)から、平成26年3月現在では、9,810人(保護率2.93%)にまで達しています。
(※受給者数は保護停止中を含む)

③公債費

(参考編P36)

公債費は、満期一括償還で高くなっている年度を除き、概ね30億円から40億円の範囲で推移しています。今後も小・中学校の改築などをはじめとした、施設の更新需要を抱えており、計画的な特別区債の活用が求められています。



(上記グラフ基礎数値)

平成27年度以降、毎年30億円の特別区債の発行を想定し、試算しています。

(想定発行条件：元利均等、20年償還うち据置3年、年利2.0%)

公債費は、平成21年度以降は30億円台の償還額となっており、公債費比率についても平成24年度は4.8%で、平成23年度に引き続き23区の平均値を下回っています。

なお平成24年度については、赤羽スポーツの森公園用地の公園債の元金39億7千万円を一括償還したため、償還額が高くなっています。

4 区立施設の良い管理運営のために

区内には学校をはじめとして、各種福祉施設、区民センター、社会教育施設など、区民のみなさんにご利用いただいている様々な施設があります。これらの施設の運営には、多額の人件費を要するとともに、良好な状態でサービスを提供するための維持費や修繕費なども多額に上ります。また、少子高齢化の進展に対応した施設配置のあり方も求められる状況にあります。今後も引き続き、指定管理者制度による外部化など、施設に応じた管理運営方法を導入するなど、効率的で多様なサービスの提供に努めていきます。

○主な施設状況（区立）

（平成26年4月1日現在）

施設名	施設数		面積 (建物) m ²	直営施設の区職員数 (正規・再任用・非常勤・再雇用)
	直営(一部委託を含む)	指定管理・全部委託		
小学校	37	0	201,043	86
中学校	12	0	99,025	37
図書館※①	15	0	14,597	60
保育園	42	13	29,717	672
児童館	25	7	12,150	109
学童クラブ	59	15	5,410	101
ふれあい館※②	21	7	13,125	2
特別養護老人ホーム	4	4	27,931	0
障害者関係施設※③	7	6	11,046	42

※①図書館の施設数等には、中央図書館分室を含みます。

※②ふれあい館の区職員数が直営施設数に満たないのは、併設する地域振興室の職員が一体管理しているためです。

※③障害者関係施設とは、障害者福祉センター・福祉工房・福祉作業所・福祉園をいいます。

○指定管理者の導入施設数

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
導入数	58	28	13	12	3	5	6	3	6	134

※134 施設のうち4施設は廃止

平成26年度導入施設（6施設）

施設名	
保育園	浮間さくら草保育園
	王子本町保育園
自転車駐車場	王子駅明治通り自転車駐車場
	西ヶ原駅前自転車駐車場
	赤羽駅南口第三自転車駐車場
体育施設	浮間舟渡庭球場

○老朽化が進む区立施設

区立小・中学校を例にとると、昭和30年代後半から40年代前半に建築された校舎が多く、改築を完了した学校（8校）以外、すべての小・中学校が建築後30年を経過しています。

このほか、既存の区立施設についても、改修・改築などの対応が必要です。

○区立施設の建設、改築経過年数

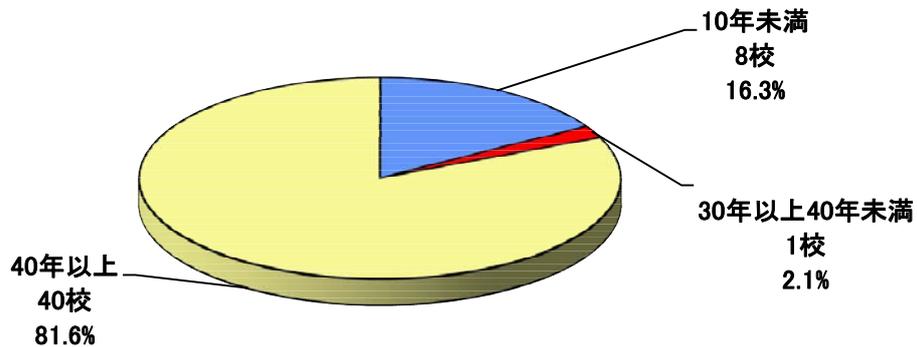
(平成26年4月1日現在)

	小学校	中学校	区民センター	保育園	橋 梁
10年未満	2	6	1	5	2
10年以上20年未満	0	0	5	1	2
20年以上30年未満	0	0	5	0	9
30年以上40年未満	1	0	1	18	5
40年以上	34	6	0	18	19
合 計	37	12	12	42	37

※小・中学校については鉄筋化されてからの年数を記載しています。

※橋梁には区管理の歩道橋、人道跨線橋、河川橋、公園橋を含みます。

区立小・中学校建築経過年数



(参考) 学校改築経費所要額 (試算)

○建設費		988 億円
内	国庫補助金	30 億円
	特別区債	620 億円
	基金繰入金 ※	205 億円
訳	一般財源 (A)	133 億円
	元利償還金(特別区債) (B)	853 億円
○一般財源所要額	(A+B)	986 億円

※約1,000億円もの近い将来の学校改築需要に対し、計画的な事業推進を図るため、平成12年度から学校改築基金を積み立てています。平成25年度末の残高は約123億円となっています。

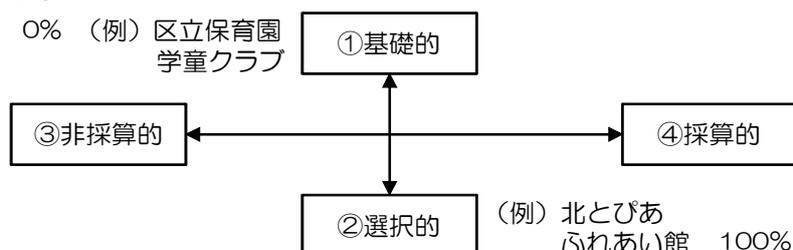
(試算の前提)

- ・東京都北区立学校適正配置計画を考慮し、平成26年度から区立の小・中学校38校を改築するものと想定。
- ・北区立小・中学校改築改修計画より、1校あたり26億円と見込む。

5 受益者負担の考え方

公共施設を利用する際の使用料や負担金として、利用者に負担を求める経費は、光熱水費・維持管理費・人件費など経常的な施設管理に要する経費です。利用者負担率は行政サービスの内容により、基礎的かつ非採算的サービスであるほど低く設定し、選択的かつ採算的サービスであるほど高く設定しています。さらに、施設の性格、利用者与非利用者等の負担の均衡、利用者の負担能力や施設水準にも留意しながら、使用料や負担金の設定を行っています。

○施設使用料の考え方



①基礎的サービス

法令等に基づき提供している行政サービスであり、区民が日常生活を営む上で基本的・必需的な行政サービス

②選択的サービス

区民の日常生活をより快適で潤いのあるものにするため、または基礎的サービスのレベルアップとして、提供している行政サービス

③非採算的サービス

市場原理によっては提供されにくいサービスで行政が中心になって提供しているサービス

④採算的サービス

民間においては市場原理により提供されているサービスであるが、行政としても提供しているサービス

○使用料・自己負担金の改定

北区では、使用料・自己負担金について原則として3年ごとに改定を行っています。前回の平成24年度の料金改定にあたっては、従来の改定の考え方に加え、「北区経営改革新5か年プラン」を踏まえ検討を行いました。現下の経済情勢などから、原則として使用料等は当面現状維持とした上で、「元気高齢者料金」の拡充のほか、放置自転車移送費用の改定などを行いました。

なお、平成26年度は平成27年度の料金改定に向けて、検討を行う予定です。

○主な施設の受益者負担と一般財源(25年度決算額)

(単位：千円)

施設名	歳出 ※1			歳入 ※2		
	運営費	人件費	合計	使用料等	国、都補助金等	一般財源
区立保育園	3,986,553	4,200,573	8,187,126	920,194 (11.2%)	81,226 (1.0%)	7,185,706 (87.8%)
学童クラブ	198,824	362,526	561,350	100,882 (18.0%)	0	460,468 (82.0%)
北とびあ	569,219	58,819	628,038	277,291 (44.2%)	0	350,747 (55.8%)
ふれあい館	195,718	7,299	203,017	66,801 (32.9%)	0	136,216 (67.1%)

※1 歳出には減価償却分を含んでいない。

※2 歳入の()は構成比を示す。

6 財源の確保、的確な基金の運用をめざして

(参考編P37)

税収等の大きな伸びを期待することが難しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせません。

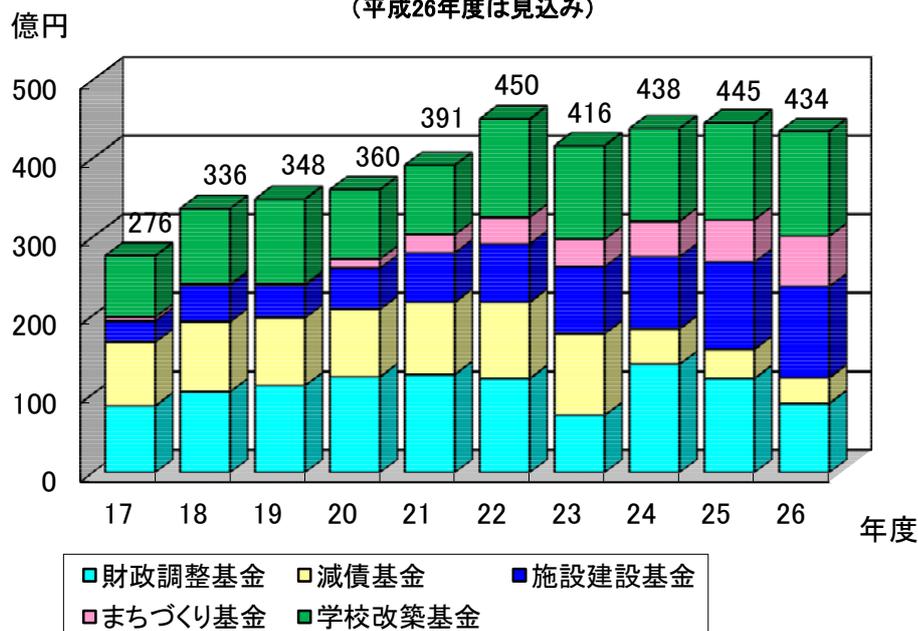
景気の変動等による減収にも対応し、安定したサービスの提供を行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金などを適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件です。

さらに北区では、多額の経費を必要とする庁舎建設や十条駅周辺のまちづくり、学校改築に備えて、計画的な基金への積立てを行っているほか、学校跡地の売却代金については、平成22年度に旧赤羽台中学校分約41億円を学校改築基金へ、平成24年度に旧富士見中学校分63億円を財政調整基金へ積み立てています。また、平成25年度に旧まちづくり公社から取得した赤羽駅西口駐車場の収益については、平成26年度から施設建設基金へ積立てを行います。

なお、平成13年度からは、前年度の一般会計純剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り入れる措置を採用し、経済状況などを踏まえながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めています。

主要5基金残高の推移

(平成26年度は見込み)



(単位：百万円)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
財政調整基金	8,485	10,250	11,117	12,227	12,494	11,959	7,319	13,821	12,017	8,843
減債基金	8,080	8,900	8,610	8,600	9,200	9,700	10,400	4,500	3,705	3,282
施設建設基金	2,710	4,600	4,120	5,200	6,300	7,400	8,500	9,200	11,060	11,597
まちづくり基金	500	200	201	1,201	2,300	3,400	3,490	4,500	5,443	6,430
学校改築基金	7,820	9,600	10,780	8,800	8,800	12,500	11,900	11,800	12,267	13,295
合計	27,595	33,550	34,828	36,028	39,094	44,959	41,609	43,821	44,492	43,447

※平成26年度は平成25年度決算に基づく見込み額

第3章 財政収支の現状

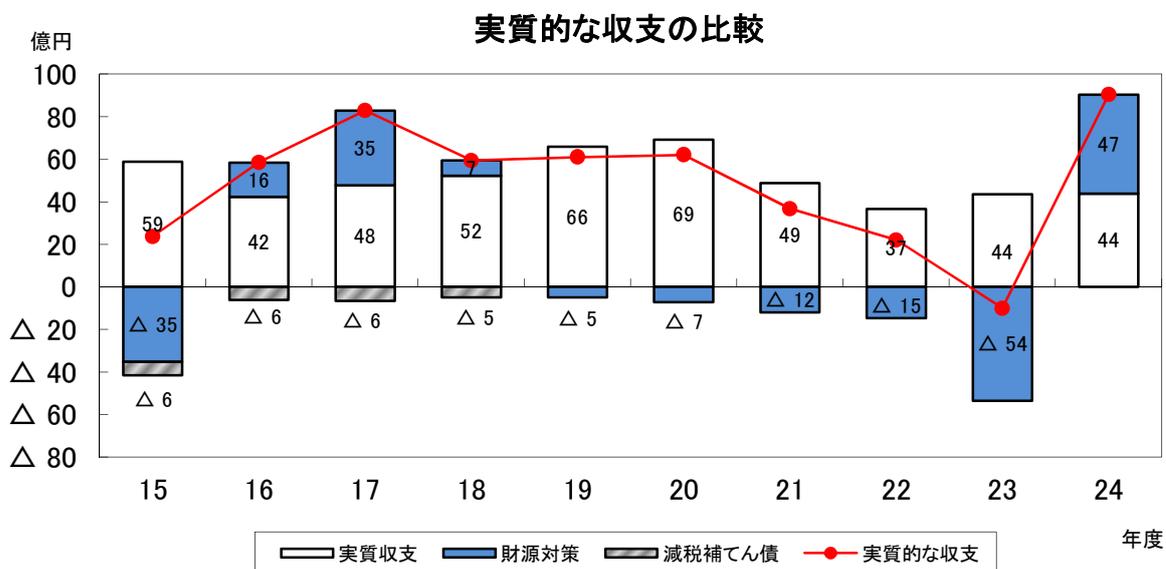
1 財政収支の現状

(参考編 P34)

標準財政規模(※1)に対する実質収支額の割合である「実質収支比率」(※2)は、平成24年度は5.7%でした。

実質収支から財源対策分(※3)を除く「実質的な収支」(※4)では、平成24年度は大幅なプラスとなっていますが、これは学校跡地売却益を例外的に財政調整基金に積み立てたことにより、基金積立額が取崩額を大きく上回ったことによるものです。

なお、財政運営上歳入不足があった場合は、財源対策や減税補てん債(※5)の発行によりその不足分を補てんしていますが、平成15年度から平成24年度までの10年間の累計額では、約151億円にも及んでいます。



※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。公債費比率や実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。

※2 実質収支比率は以下の式で算出します。

$$\frac{\text{実質収支額 (歳入から歳出及び翌年度に繰り越すべき財源を除いた額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※3 財源対策とは、財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

※4 実質的な収支とは、実質収支から財源対策等を差し引いた額です。

※5 減税補てん債とは、特別区税等に係る減税に伴う減収分を埋めるための地方債で、平成6年度から、定率減税の廃止となった平成18年度にかけて発行しました。

2 北区の貸借対照表（バランスシート）（平成24年度）

バランスシートとは、一定の時点において区が保有する資産と負債というストック情報を一つの表にまとめたもので、区の財政状況が健全であるかどうかを把握するための財務報告書です。なお、(2)連結バランスシートは、普通会計、公営企業会計、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクター等を連結対象としています。

(1) 普通会計貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	3,815億円	1. 固定負債	433億円
(1) 有形固定資産	3,668億円	(1) 地方債	239億円
(2) 売却可能資産	147億円	(2) 長期未払金	0億円
2. 投資等	347億円	(3) 退職手当引当金	194億円
(1) 投資及び出資金	1億円	2. 流動負債	69億円
(2) 貸付金	45億円	(1) 翌年度償還予定地方債	31億円
(3) 基金等	286億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	19億円	(3) 未払金	0億円
(5) 回収不能見込額	△4億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	26億円
3. 流動資産	237億円	(5) 賞与引当金	12億円
(1) 現金預金	232億円	負債合計	502億円
(2) 未収金	5億円	【純資産の部】	
資産合計	4,399億円	純資産合計	3,897億円
		負債・純資産合計	4,399億円

(2) 連結貸借対照表（バランスシート）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	4,069億円	1. 固定負債	466億円
(1) 有形固定資産	3,922億円	(1) 地方債	267億円
(2) 無形固定資産	0億円	(2) 長期借入金	0億円
(3) 売却可能資産	147億円	(3) 長期未払金	0億円
2. 投資等	335億円	(4) 退職手当引当金	199億円
(1) 投資及び出資金	6億円	2. 流動負債	79億円
(2) 貸付金	2億円	(1) 翌年度償還予定地方債	37億円
(3) 基金等	306億円	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金含む）	0億円
(4) 長期延滞債権	32億円	(3) 未払金	3億円
(5) その他	1億円	(4) 翌年度支払予定退職手当	26億円
(6) 回収不能見込額	△12億円	(5) 賞与引当金	13億円
3. 流動資産	302億円	(6) その他	0億円
(1) 資金	284億円	負債合計	545億円
(2) 未収金等	18億円	【純資産の部】	
資産合計	4,706億円	純資産合計	4,161億円
		負債・純資産合計	4,706億円

※貸借対照表（バランスシート）の詳細については <http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/729/072985.htm> をご覧ください。毎年度9月末頃に前年度分を公表しています。

3 北区の財政健全化判断比率の状況（平成24年度）

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北区の比率	—	—	△2.0	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」となります。

【指標の概要】

・実質赤字比率

標準財政規模（※1）に対する実質赤字の割合です。北区の一般会計等（※2）の実質収支額は約44億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。公債費比率や実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。平成24年度の北区の標準財政規模は約765億円です。

※2 北区の「一般会計等」とは、一般会計、用地特別会計（予算計上なし）、中小企業従業員退職金等共済事業会計の各会計の合計です。

・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。北区の平成24年度全会計の実質収支額等の合計は約62億円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

標準財政規模等に対する実質的な公債費（区の借金の返済金）相当額の割合です。平成22～24年度の平均値を使用しています。

比率は△2.0%となっていますが、北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入されている区債償還経費約56億円を実質的な公債費から差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると5.1%となります。

・将来負担比率

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。北区の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等が上回るため「—」表示となっています。これは、北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの区債償還経費約833億円を差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定すると6.7%となります。

また、充当可能財源には、介護保険料の軽減に用途が限定されている介護保険準備基金や中小企業退職金等共済給付のための基金が入っています。

一方で多額の財源が必要となる学校改築経費やその他の施設の更新経費が将来負担には加算されていません。実際の北区の将来負担額を表しているとは言い切れないものであることに注意が必要です。

4 平成24年度決算財政比較分析表

平成24年度決算をもとに財政比較分析表をまとめました

各地方公共団体が住民の皆さんの理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、財政運営上の課題をわかりやすくお知らせする必要があります。そこで、総務省は、全国的な取り組みとして類似団体間で財政指標を比較した分析表を作成し、公開しています。

このたび、北区の平成24年度の財政分析表をまとめましたのでお知らせします。なお、比較対象の類似団体は特別区(23区)です。

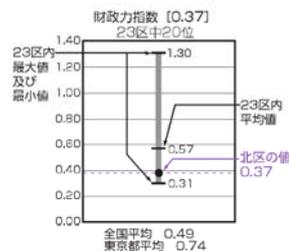
問 財政課 ☎(3908)1105

① 財政力

財政力指数は前年度から0.01ポイント低下し0.37となり、低い水準で推移しています。これは、特別区税の歳入に占める割合が19.4%と23区平均を大きく下回っていることによるものです。一方で、都区財政調整交付金は歳入の35.2%を占め、その依存度が高い状況にあります。その要因として、少子高齢化の進展が著しいことが考えられ、ファミリー層などの担税力のある世代の定住化を図り、バランスのとれた人口構成の実現に努めていく必要があります。

23区には、各区の税収入に大きな差があるという特徴があるため、23区間の財源の均衡化を図る仕組みとして都区財政調整制度があります。本来、市町村税である、市町村民税法人分など「調整三税」の一部が各区の財政状況に応じて交付されます。これにより23区の財源の均衡化が図られています。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す数字で、この指数が大きいほど財源に余裕があることを表します。

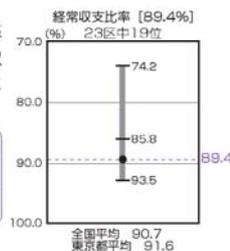


② 財政構造の弾力性

経常収支比率は、前年度から0.3ポイント上昇し89.4%となりました。これは、公債費の減などにより経常的な経費が減少したものの、都区財政調整交付金の減などにより経常的な経費に充当された一般財源の減少が上回ったことによるものです。

引き続き、収納対策の充実や「北区経営改革『新5か年プラン』」の実行に全力を挙げて取り組み、適正水準とされる70～80%の範囲に収めるよう努めます。

経常収支比率：この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われることとなります。一般に70～80%が適正水準と考えられています。



③ 人件費・物件費等の状況

人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は、対前年度比で人件費は7.6%、物件費は4.8%、維持補修費は21.2%とそれぞれ減少したことにより、前年度比6.7%の減少となりました。維持補修費については、施設の経年劣化により今後増加していくことが見込まれますが、「公共施設再配置方針」による公共施設の総量削減を推進するとともに、計画的な維持保全に努め、適切な管理を行っていきます。

人口1人当たり人件費・物件費等決算額：人件費、物件費等の行政運営に係る基本的コストを表す指標です。



※人件費、物件費及び維持補修費の合計です。ただし、人件費には事業費支人件費を含み、退職金は含みません。

市町村財政比較分析表(平成24年度決算)

東京都北区 ●人口333,406人 ●歳入総額131,717,199千円
(H25.3.31現在、住民基本台帳より)
●面積20.59km² ●歳出総額126,900,427千円

※他区の財政比較分析表は東京都総務局行政部のホームページでご覧になれます。
HP <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05yousei/gyouzaisai/new/index.htm>

④ 給与水準(国との比較)

ラスパイレス指数は、前年度比で0.4ポイント上昇し、108.1となりましたが、23区平均を0.1ポイント下回っています。なお、平成23年度から国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法の措置が反映されていることにより指数は上昇しています。この措置が無いとした場合の平成24年度の指数は99.9で、前年度比0.3ポイントの上昇となります。給与については、特別区人事委員会勧告による特別区共通の給料表を使用しており、今後も特別区として給与体系の再構築を進め、総人件費の抑制に努めます。

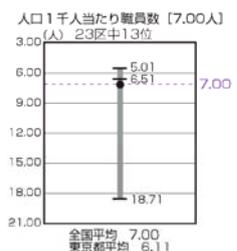
ラスパイレス指数：国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与の水準を示す指数です。職員の職種別構成割合または経験年数等の職員構成の状況によっても指数は上下します。



⑤ 定員管理の状況

事業の外部的化や技能系職員の退職不補充などにより普通会計の職員数は前年度比3人の減となり、人口1千人当たりの職員数は7.00人で前年度から0.35人減少しました。行政需要の多様化、複雑化に対応しつつ、指定管理者施設の拡充をはじめ、外部化を基軸とした事務事業の見直しを進めるなど、「職員定数管理計画(平成25～26年度)」に基づいた適正な定数管理を行い、23区の平均水準を下回るよう抑制に努めます。

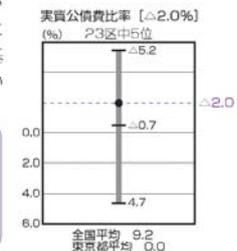
人口1千人当たりの職員数：適正な定員管理の指標となる数値ですが、地方公共団体の規模等にも左右されます。



⑥ 公債費負担の状況

実質公債費比率は、区債(区の借金)償還額が減少傾向にあることなどにより、前年度比0.4ポイント低下し、23区平均を1.3ポイント下回っています。今後も学校改築や施設整備などで区債発行が見込まれますが、引き続き将来負担への影響に配慮し、計画的な活用を図るとともに、減債基金への積立を継続し、償還財源を確保していきます。

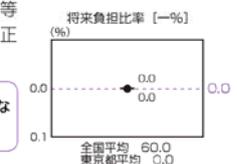
実質公債費比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、この数値が低いほど公債費負担が健全であることを示します。実質公債費比率が18%以上の団体は、起債に許可が必要とされます。



⑦ 将来負担の状況

区債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額などを含めた将来負担額に対して、基金などの充当可能財源が上回っているため、将来負担比率は引き続き算定されませんでした。今後も区債の発行等に当たっては、財源措置の有無などを勘案し適正な活用を努めます。

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。



北区ニュース(平成26年5月20日号)から

第4章 区民福祉の向上のために……北区に取り組むべきこと

1 平成26年度予算編成方針

「区民とともに」の基本姿勢のもと、区最大の課題である少子高齢社会への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など喫緊の課題に着実に取り組むため、限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。

特に3つの優先課題として「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むとともに、「長生きするなら北区が一番」を実現し、また「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策に全力で取り組んでまいります。さらに、本格化するまちづくりへの取組みや、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取組みを積極的に進めていきます。

2 平成26年度当初予算の特徴と重点分野

(1) 予算の特徴

日本経済は、各種政策の効果が下支えするなかで、個人消費は持ち直しており、企業収益も改善する等緩やかに回復しているものの、財政状況については、少子高齢化等の要因によって悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応や東日本大震災への対応などが重なり、極めて厳しい状況が続いています。

一方、北区においても、少子高齢化が進む現状等を考えると、都区財政調整交付金や特別区税について大幅な伸びを期待することは難しく、また、消費税の増税により地方消費税交付金の増収が見込まれるものの、法人住民税の一部が国税化されるなど、今後も厳しい財政状況が続くと考えられます。

しかし、このような環境下にあっても、区最大の課題である少子高齢化への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等を踏まえた防災対策の推進など多くの課題に対し、正面から取組みを進めていく必要があります。

そこで、平成26年度予算編成では、「区民とともに」の基本姿勢のもと、新中期計画の着実な実現に向けて、3つの優先課題を中心として限られた資源を各分野に重点的・効率的に配分しました。さらに、本格化するまちづくりへの取組みや、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取組みを積極的に進めていきます。また、将来的な行政需要に 대응するため、特定目的基金への計画的な積立てを継続するとともに、厳しい財政状況を乗り越えるために、「北区経営改革『新5か年プラン』」の実行に全力を挙げ、事務事業の更なる見直しや民間活力の活用に努めていきます。

(2) 重点分野

① 地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力

復興増税を活用しながら、新たに改定した「北区地域防災計画」における取組みを着実に推進していきます。地域防災力の向上や備蓄物資の充実等を進めるほか、災害拠点病院等への災害時医療用深井戸新設補助、災害時の臨時FM放送局システムの設置、母子救護所の設置検討、大学生防災サポーターの育成など新たな取組みを開始します。

また、公共施設の安全性を高めるために、赤羽会館の耐震補強工事や特定天井の脱落防止調査を行うとともに、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を活用した密集住宅市街地の整備や住宅の不燃化・耐震化促進などに取り組んでいきます。

② 長生きするなら北区が一番

高齢者の在宅での生活を支援するため、高齢者あんしんセンターを核として地域の見守り・支えあい活動を推進するほか、在宅療養支援窓口の開設や在宅療養協力支援病床の確保などモデル事業に取り組み、介護と医療の連携を強化していきます。また、口コモ予防や新型栄養失調予防など新たな事業に取り組み、北区ヘルシータウン21（第二次）の重要な指標である健康寿命の延伸を目指します。

そのほか、高齢者いきいきサポーター制度の開始、おたっしや事業（二次予防事業）の対象者把握方法の変更と事業内容の充実等に取り組むほか、旧北園小学校跡地に区営シルバーピアの建設及び民間による特別養護老人ホーム（私立認可保育所併設）の整備を進めるための準備経費を計上するなど、高齢者の喫緊の課題の解決とともに、将来を見据えた取組みを進めていきます。

③ 子育てするなら北区が一番

平成27年4月の定員拡大に向けて私立認可保育所4か所・小規模保育所2か所の整備費補助を行うほか、平成28年4月の開設に向けて公有地を活用した私立認可保育所誘致の準備経費を計上するなど、引き続き保育所の待機児童解消に努めていきます。そのほか、放課後子どもプランの推進や子ども・子育て支援新制度への準備、児童相談所の移管を見据えた児童虐待未然防止の強化などに取り組んでいきます。

教育分野については、教育先進都市・北区を推進していくため、基礎・基本の定着と学力の向上に一層取り組むとともに、心の教育の推進、学校給食のアレルギー対策、中学校の部活動支援の充実などを進めていきます。さらに、教育環境の向上を図るため、なでしこ小学校の改築に向けた基本・実施設計に引き続き取り組むほか、新たに田端中学校及び稲付中学校の基本設計を行います。そのほか、田端小学校のリフレッシュ改修や西ヶ原小学校のリフレッシュ改修に向けた設計、小・中学校トイレの計画的な洋式化などに取り組んでいきます。

④ 本格化するまちづくりへの取組み

王子駅周辺のまちづくりランドデザインの策定や、十条駅西口市街地再開発促進事業及び十条駅付近連続立体交差化事業の着実な推進を図るとともに、板橋駅前広場について駅舎改修に合わせて整備を行うため、現況測量や交通量調査を実施します。

また、老朽化している十条跨線橋については、東十条駅南口駅前広場整備の基本設計費を計上して、早期の架替えを目指して取り組んでいきます。そのほか、防災まちづくりや、区画街路3号線をはじめとした都市計画道路の整備にも努めていきます。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取組み

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、スポーツ施設のバリアフリー点検と公共サインの整備、北区版スポーツアカデミーの開催、障害者週間関連イベントの開催等に取り組むほか、世界の国の歴史・文化・食・言語等を学ぶことで「おもてなし」の心を持ったボランティアの育成や、「(仮称)北区西が丘トレセン通り」の命名やPRなどにも取り組んでいきます。

⑥ その他

地域における人々の連帯意識を醸成するとともに、より一層の地域活動の活性化を図るため、「地域のきずなづくり推進プロジェクト」を進めるほか、北区の個性と魅力を発

掘・創造して、戦略的に発信するシティプロモーションなどにも取り組んでいきます。

(3) 計画的な財政運営（歳入の確保と歳出の見直し）

厳しい財政状況にあっても、持続可能な行財政運営を維持していくため、「北区経営改革『新5か年プラン』」に基づいて、内部努力の徹底と外部化を基軸とした事務事業の見直しに取り組んでいきます。平成26年度は、学校用務の委託化をはじめ、用地取得交渉や収納対策における区外転出滞納者への居住実態等把握調査などで、新たに民間の力を活用していきます。

基金の計画的な活用については、(仮称)赤羽体育館の建設や特別区債の償還などのため繰入れを行うほか、財政調整基金から約60億円の繰入れを行い、5基金合計で約82億円を活用します。一方で、多額の経費を必要とする新庁舎建設や十条駅周辺まちづくり、学校改築に備えて、それぞれの基金に10億円積み立てます。

特別区債については、赤羽会館の耐震改修と(仮称)赤羽体育館の建設に活用いたします。歳入の確保については、特別区民税や各種保険料などの収納率のさらなる向上を図るため、各課の連携を深め、収納対策を一層充実し、総力を挙げて取り組みます。

3 地方消費税引上げ分の社会保障施策の取組み

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられます。

平成26年度予算における北区の増収は約9億1千万円を見込んでおり、約1億8百万円を保育所の待機児童の解消など社会保障の充実に係る経費に、約8億2百万円を生活保護法に基づく保護費や国民健康保険事業会計への繰出金など社会保障の安定化に係る経費にそれぞれ活用していく方針です。

区分	充当額	主な事業
社会保障の充実	1億800万円	保育所の待機児童の解消事業 など
社会保障の安定化	8億200万円	生活保護法に基づく保護費 国民健康保険事業会計への繰出金 介護保険会計への繰出金 など

4 終わりに

政府の経済見通しでは、平成26年度の日本経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減に留意が必要なものの、「好循環実現のための経済対策」などの推進により、堅調な内需に支えられた景気回復や、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれています。しかし、先行きのリスクとして、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約などが挙げられ、これらの地方財政への影響が懸念されるところです。

北区においても、区最大の課題である少子高齢社会への対応をはじめ、新庁舎の建設と公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など、区民生活に直結した多くの課題に直面しています。

こうした状況下ではありますが、今後も魅力あふれる「ふるさと北区」を目指し、自立した基礎自治体として、区民との協働により区民ニーズを踏まえ、そして、将来を見据えた行財政運営を心がけてまいります。

コラム1 社会保障と税の一体改革について（1）

現行の社会保障制度は、国民の暮らしを支える極めて重要な社会基盤であるものの、制度の前提となる社会経済情勢の変化に対応することができず、多くの課題に直面しています。また、我が国の経済は、社会保障関係費の増大、度重なる減税と景気低迷に伴う税収減などが相まって危機的状況にあります。

そこで、「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」という2つの目標を同時に実現するため、社会保障と税の一体改革の検討が進められ、平成24年8月に「社会保障・税一体改革関連法」が成立しました。その結果、消費税率は、経済状況等を総合的に勘案した上で、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へ引き上げることが決定し、増収分については、社会保障の充実・安定化のための財源として活用されることとなりました。ここでは、その背景や、社会保障と税の一体改革の考え方、また、北区への影響などを具体的にまとめてみました。

1. 社会保障費の増加と国家財政の悪化

社会保障の費用は国の財政の大きな部分を占め、年々増加しています。一方で、税収は歳出に対して大幅に不足し国の歳入の約半分を借金に頼る厳しい状況になっています。日本の借金は国際的にも最悪の水準となっており、このままでは、社会保障制度を安定的に機能させることが出来なくなり、将来世代に対して過重な借金を背負わせることとなってしまいます。

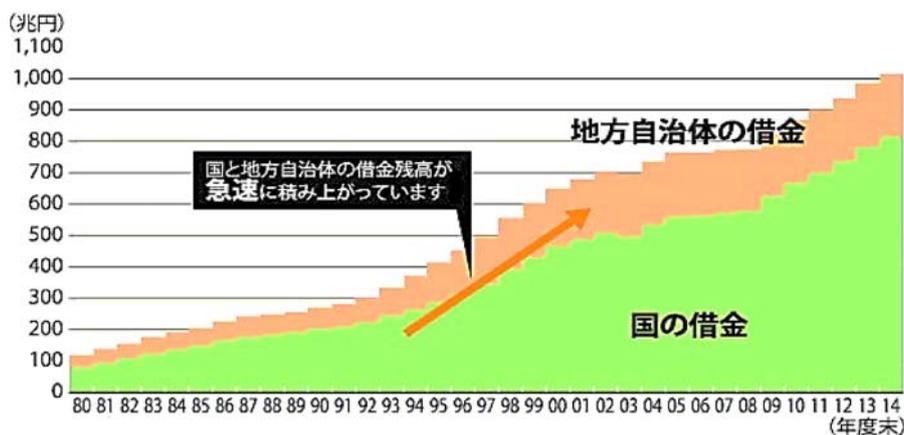
●社会保障費・国債発行額の増大

	1990年度	⇒	2014年度
社会保障費	11.5兆円	⇒	30.5兆円
国債発行額	7.3兆円	⇒	41.3兆円

約3倍に！

約6倍に！

●国と地方の債務残高推移



国の借金は2014年度末に780兆円にもなりますが、これを年収360万円(月収30万円)の家計にたとえる*と、5,143万円の借金を抱えながら、さらに毎月23万円の借金をしていることに!
※2014年度の国の税収+税外収入54.6兆円を家計の年収360万円にたとえています。

(政府広報オンラインより)

●財政の健全化目標

政府は、借金に依存した体質を改善し、借金の残高が経済の規模を超えて増大している状況から抜け出すため、基礎的財政収支について、2015年度までに赤字(対GDP比)を半減し、2020年度までに黒字化、2021年度以降、公債等残高(対GDP比)を安定的に低下させる、という財政健全化目標を掲げています。

コラム1 社会保障と税の一体改革について（2）

2. 社会保障制度のための安定財源確保に向けて

今回の改革では、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源とします。財源が安定して確保されることで、社会保障の充実・安定化を図り、同時に将来世代への負担の先送りを減らしていくことができます。

消費税増収分の内訳

消費税率引上げ（5%→10%）による増収分のうち、1%は社会保障の充実、4%は現在の社会保障制度の安定化の財源となります。

●社会保障の充実	2.8兆円
◇子ども・子育て支援の充実 ◇医療・介護の充実 ◇年金制度の改善	
●社会保障の安定化（今の社会保障制度を守る）	
◇基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化	3.2兆円
◇後代への負担の先送りの軽減	7.3兆円
◇消費税率引上げに伴う社会保障支出の増	0.8兆円

社会保障の充実の内訳

現在の社会保障の大きな問題の1つは、「サービスを受けたくても受けられない」方々の存在です。都市部の保育所不足による待機児童問題、地方の医師不足、特養ホームの入居待機者の増大など多くの問題に対応し、さらに制度を充実させるため、消費税率の約1%分となる2.8兆円程度の財源を確保します。

○子ども・子育て支援の充実 0.7兆円程度

- ・待機児童の解消 ・幼保一体化 ・大都市部以外でも地域の保育を支援
- ・家庭、地域でいきいきと子育てできるよう支援を充実 など

○医療・介護の充実 1.5兆円程度

- ・在宅医療、在宅介護の充実 ・早期社会復帰に向けた医療の充実
- ・医療、介護の保険料の低所得者軽減を強化 ・長期で高額な医療の患者負担を軽減 など

○年金制度の改善 0.6兆円程度

3. 消費税率の引上げ

平成26年4月から消費税率は8%になりましたが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行った上で、平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが、税制抜本改革法に定められています。

なぜ、消費税なの？

- ・景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している
- ・働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- ・高い財源調達力がある



社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金です

コラム1 社会保障と税の一体改革について（3）

なお、所得が低いほど所得に対する消費の割合が高いことから、税率の引上げと同時に低所得者の負担を緩和する何らかの対策（所得再分配の見直し）が欠かせません。

低所得者への配慮は？

- ・増税分は全て社会保障の充実や制度の安定化に活用されます。
- ・所得の低い方々に配慮する観点から、「給付付き税額控除」または、「複数税率」の導入を検討していきます。
- ・それまでの間、暫定的・臨時的措置として「臨時福祉給付金」を実施します。

4. 区財政への影響と増収分の活用

一般的に消費税の税率は5%、8%、10%と言われますが、正確にはその中に、地方消費税分が含まれています。

〈消費税・地方消費税の引き上げ〉

	～26年3月31日	26年4月1日～	27年10月1日～
消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
合計	5%	8%	10%

●地方消費税交付金の仕組み

地方消費税は、消費が実際に行われた都道府県の税収となり、その1/2が「地方消費税交付金」として、区市町村に交付されます。引上げ分についても、その仕組みは変わりませんが、現行分が一般財源として使途が特定されていないのに対し、引上げ分は全額、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

●北区への影響額と活用

北区の平成26年度予算における地方消費税交付金の増収額は、約9億1千万円を見込んでおり、26ページに記載の通り、保育所の待機児童解消などの社会保障の充実、生活保護法に基づく保護費や国民健康保険事業会計への繰出金などの社会保障の安定化に係る経費に活用しています。

また、あくまで平成27年10月から消費税が10%に引き上げられた前提での、北区の地方消費税交付金の試算ですが、平成25年度に比べて、平成27年度は約30億円、平成28年度は約50億円の増収が見込まれています。今後とも、区最大の課題である少子高齢化対応など社会保障施策の充実や制度の安定化のために活用していきます。

ただし、消費税の引上げにより、区の歳出も増加します。平成25年度に比べて、平成26年度は約10億円、平成27年度は約14億円、平成28年度は約17億円の歳出増を見込んでいます。さらに、消費税率の引上げに合わせて、法人住民税の一部国税化が実施されることとなり、平成27年度から歳入減が発生するなど区財政に大きな影響を与えることとなります。（この点については、次のコラムで説明します。）

コラム2 法人住民税の一部国税化について（1）

平成26年度税制改正では、消費税率の引上げに合わせて、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方税である法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする見直しを行うことが示されました。

しかしながら、法人住民税を地方自治体間の財源調整に用いることは、地方税制の基本原則、地方分権の流れに逆行するものであり、特別区として、決して容認できるものではありません。ここでは、こうした動きの背景にある「東京富裕論」について考えながら、特別区の主張や反論をまとめてみました。

◆「東京富裕論」の根拠

今回の「税源偏在の是正」に関する議論はおもに東京をターゲットにしたもので、いわゆる「東京富裕論」がベースになっています。東京が富裕であるとする理由としては、①地方交付税の算定上、都道府県分と大都市分とを合算すると財源超過となっている、②人口1人あたり地方税収額が全国平均を大きく上回っている、③手厚い行政サービス・高水準の給与が継続している、などといったことが挙げられています。

○東京都普通交付税 財源超過額の推移 (単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
道府県分	7,773	2,649	△2,121	△2,904	△2,483	△2,076
大都市分	8,935	8,238	5,954	4,942	5,015	5,386
合計	16,708	10,887	3,834	2,038	2,531	3,309

⇒交付税の算定上では、財源超過額が生じていますが、昼間流入人口が補正に十分反映されないなど、東京の膨大な財政需要の実態を捉えきれいていません。

◆特別区の主張・反論

特別区では、東京富裕論を背景とした「税源偏在是正議論」に対して4つの点から、主張を取りまとめて、反論しています。

1. 特別区は首都の暮らしや企業活動を支えています。

○長らく東京は日本の首都として、日本の心臓部としてわが国の発展に重要な役割を果たしてきました。その中でも特別区の地域は、首都東京ひいては日本の社会・経済のけん引役を果たしてきました。

2. 特別区は膨大な行政需要を抱えています。

○特別区は、約900万人もの住民と約1,200万人の昼間人口を有する大都市特有の事情を背景に、社会資本の整備、少子高齢化対応、安心安全への取組みなど様々な施策に取り組んでおり、その行政需要は非常に膨大なものとなっています。

3. 特別区は徹底した行財政改革を行い、効率的な行財政運営に努めています。

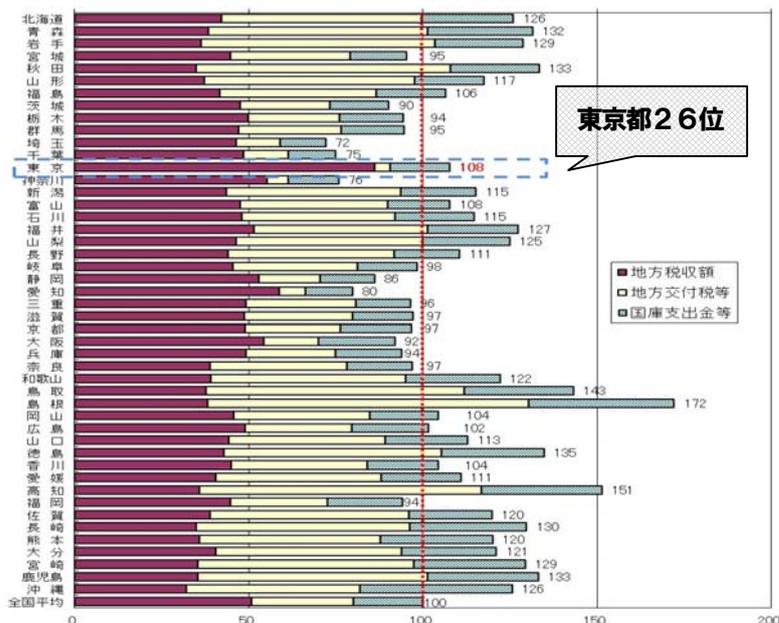
○特別区は、全国市町村を上回るペースで職員数の削減に取り組むとともに、様々な分野で業務の外部化を積極的に行い行政のスリム化を図るなど、徹底した行財政改革に取り組んできました。

コラム2 法人住民税の一部国税化について（2）

4. 税源偏在は、地方交付税等で調整されるべきです。

○自治体間の税源の偏在は、人口や企業の集中、地理的な条件など、様々な要因で起こります。そこで、地方交付税制度等により財源を配分することで、各自治体への財源保障や財政調整が行われています。

《地方交付税による財源の均衡化》「全国平均を100とした場合の指数（人口一人あたり）」



地方税に地方交付税等を合わせた人口一人あたりの地方の収入を比較すると、東京は26位で全国平均に近い水準であり、東京の収入が突出しているわけではありません。

※「税源偏在是正議論についての特別区の主張」（特別区長会）より

◆区財政への影響と今後の対応

法人住民税の一部国税化により、平成27年度から特別区交付金に影響が生じます。あくまで試算ですが、平成27年度は約13億円、平成28年度は約25億円の減収を見込んでいます。なお、平成26年度与党税制改正大綱では、消費税率10%段階において、法人住民税の地方交付税原資化をさらに進めることが示されており、特別区交付金のさらなる削減も懸念されます。

こうした「税源偏在是正議論」に対しては、今後とも、東京都と協調して、適切な主張と国などへの反論を行っていかなくてはなりません。最後に、特別区の考え方として、平成26年度与党税制改正大綱に対する特別区長会会長のコメントを紹介します。

昨日、与党税制調査会が取りまとめた税制改正大綱では、東京都とともに反対してきた法人住民税の国税化及び地方法人特別税・譲与税の継続が盛り込まれており、誠に遺憾である。

法人住民税は、法人の地域での活動、またそこで働く人々の生活を支えるための様々な地域行政施策の財源として負担を求めているものであり、これを地方自治体間の財源調整に用いることは、地方税制の基本原則、地方分権の流れに逆行するものである。

さらに大綱では、消費税が10%に改められる段階で、法人住民税の国税化をさらに進めるとしているが、決して容認できるものではない。

首都直下型地震への備えや子育て施策など喫緊の課題を抱える大都市の実態、地方税の基本原則を踏まえ、真の分権社会の実現に向け、国の責任において地方税財源の拡充を図るよう強く要望する。

平成25年12月13日

参 考 編

1 主な財政指標

(1) 人口の推移 (本文P1) (平成27年以降は推計)

(単位:人・%)

		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総数	北 区	425,274	413,656	388,154	366,831	352,415	331,613
	東京都	11,109,453	11,392,619	11,422,630	11,612,356	11,698,060	11,598,634
14歳以下	北 区	84,633	85,343	76,769	65,153	48,838	38,346
	構成比	19.6	20.3	19.2	16.8	13.9	11.6
65歳以上	東京都	2,357,260	2,557,549	2,436,045	2,155,242	1,777,415	1,521,495
	構成比	21.2	22.5	21.3	18.6	15.2	13.1
14歳以下	北 区	22,686	27,910	32,930	37,960	44,468	52,595
	構成比	5.4	6.7	8.6	10.5	12.6	15.9
65歳以上	東京都	575,989	708,955	871,163	1,024,763	1,215,356	1,486,560
	構成比	5.2	6.2	7.6	8.8	10.4	12.8

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	北 区	319,484	316,211	318,711	318,886	318,126	315,894
	東京都	11,750,351	12,161,029	12,591,643	13,351,132	13,382,097	13,295,992
14歳以下	北 区	32,658	30,324	31,053	31,781	32,175	31,418
	構成比	10.2	9.6	9.7	10.0	10.1	9.9
65歳以上	東京都	1,430,154	1,445,820	1,489,947	1,475,553	1,413,029	1,288,289
	構成比	12.2	11.9	11.8	11.1	10.6	9.7
14歳以下	北 区	61,469	69,969	78,244	83,546	86,604	85,212
	構成比	19.2	22.1	24.6	26.2	27.2	27.0
65歳以上	東京都	1,822,748	2,176,162	2,557,714	3,069,247	3,216,447	3,273,660
	構成比	15.5	17.9	20.3	23.0	24.0	24.6

※各年1月1日現在住民基本台帳人口(外国人を除く)

北区の平成27年以降は北区行政資料集(平成25年9月発行)による

東京都の平成27年以降は東京都世帯数の予測(平成26年3月発行)による

(2) 納税義務者の推移 (本文P5、6) (平成26年度以降は推計)

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
特別徴収	88,368	86,832	85,547	83,989	83,183	84,218	85,953	87,093
普通徴収	71,164	71,572	72,518	72,647	74,082	74,449	84,178	84,240
計	159,532	158,404	158,065	156,636	157,265	158,667	170,131	171,333

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特別徴収	90,442	103,177	103,819	103,769	104,141	107,171	106,632	107,468
普通徴収	84,215	70,553	67,408	65,890	64,617	65,027	65,287	66,606
計	174,657	173,730	171,227	169,659	168,758	172,198	171,919	174,074

(3) 特別区民税の推移 (本文P5、6) (平成26年度以降は推計)

(単位: 億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
決算額	180	188	206	238	245	246	232	228	233	236

	H26	H27
見込額	238	241

(4) 形式収支 (普通会計)

歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。

(単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北区	70.3	85.8	137.3	64.0	40.1	50.7	48.2

(5) 実質収支 (普通会計) (本文P20)

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。

(単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北区	52.3	65.9	69.2	48.8	36.6	43.6	43.9

(6) 実質収支比率 (普通会計) (本文P20)

標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率といいます。財政運営上どの程度の実質収支が適当であるかは財政規模などにより異なりますが、概ね実質収支比率で3~5%程度が適当とされています。

(単位: %)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北区	6.5	7.5	7.7	5.6	4.4	5.5	5.7

(7) 実質的な収支額 (本文P20)

実質収支から財源対策を差し引いたものです。

財源対策とは財政調整基金・減債基金の両基金の取崩額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債です。

(単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北区	59.5	61.1	62.1	36.8	22.0	△10.0	90.4

(8) 実質単年度収支（普通会計）

当該年度のみの実質収支である単年度収支から、財政調整基金への積立てや取崩しなどの措置がなかった場合に、単年度収支が実質的にどのような額になったか示すものです。

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北 区	0.8	△1.6	△16.0	△49.8	△41.9	△57.7	43.5

(9) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように簡単に縮減することが困難な義務的経費や、地方公共団体が活動するために必要な経常的経費に、特別区税や財政調整交付金を中心とする経常一般財源が、どの程度使われているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとするものです。

* 経常収支比率＝経常的な経費に充当された一般財源÷経常的に収入された一般財源

この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われていることとなります。一般に70～80%が適正水準と考えられています。

(単位：%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北 区	76.8	84.0	77.0	84.7	86.7	89.1	89.4
23区	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8

※平成24年度経常収支比率を区別で見ると、70%台が3区（港区、千代田区、品川区）、80%台が18区（中央区、豊島区、杉並区、江東区、葛飾区、江戸川区、渋谷区、文京区、大田区、世田谷区、足立区、台東区、荒川区、新宿区、目黒区、北区、板橋区、練馬区）、90%台が2区（墨田区、中野区）となっています。

※数値は減税補てん債及び臨時財政対策債発行可能額を分母に加えた率です。

(10) 性質別構成比の推移（普通会計）（本文P12）

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
義務的経費	55.2	52.8	50.9	52.9	46.4	47.0	50.8	54.7	53.1
投資的経費	5.8	6.0	10.8	10.3	16.2	11.5	9.4	10.1	7.3
そ の 他	39.0	41.2	38.3	36.8	37.4	41.5	39.8	35.2	39.6

※端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

(11) 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比の推移（普通会計）

（本文P13～15）

（単位：％）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	26.2	24.5	22.8	21.9	20.9	19.9	19.8	19.8	18.9
扶助費	23.7	22.9	22.4	22.5	22.7	24.4	28.7	31.5	31.4
公債費	5.3	5.4	5.7	8.5	2.8	2.7	2.2	3.5	2.9
計	55.2	52.8	50.9	52.9	46.4	47.0	50.8	54.7	53.1

※計欄は端数処理のため、一致しない場合があります。

(12) 特別区債発行額と残高の推移（本文P11）

（単位：億円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
発行額	79	17	17	62	45	32	24	35	17	33	16
残高	440	390	358	327	343	345	343	349	289	281	264

※平成26年度は見込み

特別区債をはじめとする地方債の発行は、平成18年度より、国又は都道府県の許可を得る許可制度から国又は都道府県との事前協議を行う協議制度へ移行しました。これは、地方分権の一環として、地方公共団体の自主性をより高めるために、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保を図る観点から移行したものです。

また平成24年度より民間資金債に係る地方債届出制度が導入されました。

(13) 公債費比率（本文P15）

財政の健全性を示す指標で、「公債費に充当される特別区税等の一般財源」の「標準財政規模」に占める割合です。

（単位：％）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
北区	5.9	7.1	11.7	3.9	3.8	3.3	5.4	4.8
23区	7.7	6.8	6.4	5.5	5.4	5.1	5.7	5.3

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
北区	4.1	3.8	3.6	3.8	4.0	3.8

※平成25年度以降は推計値です。

※平成24年度公債費比率が一番高い区は中野区で16.2％、一番低い区は杉並区で1.4％となっており、北区は低い方から10番目の比率です。

(14) 基金取崩し状況

(単位：億円)

基金名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
財政調整	22.5	16.0	20.0	30.0	30.0	70.0	20.0	50.0	59.8
減債	10.0	16.0	15.6	10.0	10.0	10.0	68.0	23.0	16.0
施設建設	2.0	5.0					3.5		5.4
まちづくり	3.0						0.2	0.7	0.3
学校改築		1.5	31.0	1.0	5.2	6.4	2.1	5.8	
計	37.5	38.5	66.6	41.0	45.2	86.4	93.8	79.5	81.5

※平成26年度は当初予算額

(15) 基金残高の推移 (本文P19)

(単位：億円)

基金名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
財政調整	102.5	111.2	122.3	124.9	119.6	73.2	138.2	120.2	88.4
減債	89.0	86.1	86.0	92.0	97.0	104.0	45.0	37.0	32.8
施設建設	46.0	41.2	52.0	63.0	74.0	85.0	92.0	110.6	116.0
まちづくり	2.0	2.0	12.0	23.0	34.0	34.9	45.0	54.4	64.3
学校改築	96.0	107.8	88.0	88.0	125.0	119.0	118.0	122.7	133.0
計	335.5	348.3	360.3	390.9	449.6	416.1	438.2	444.9	434.5

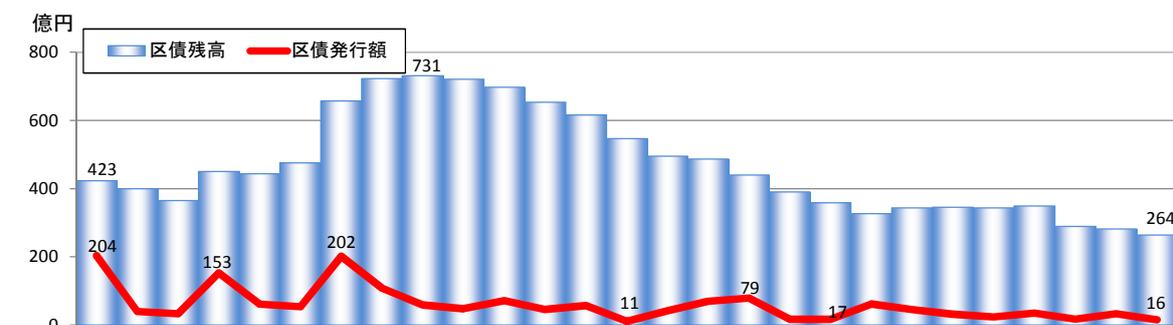
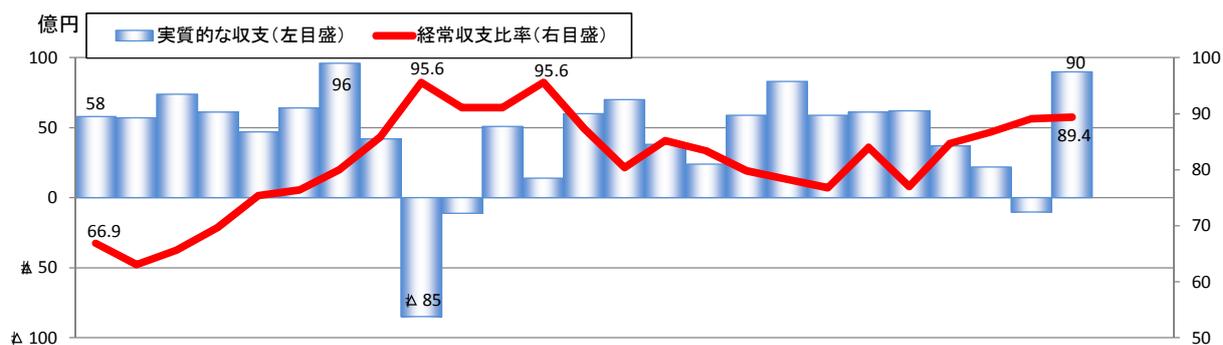
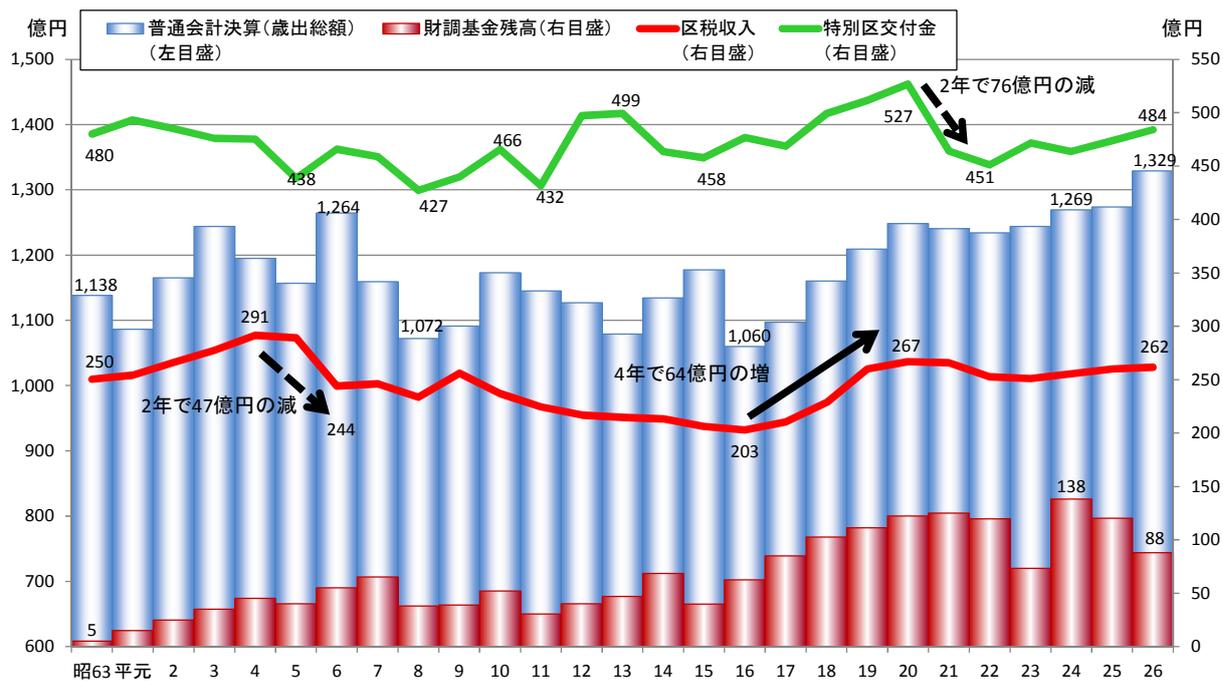
※平成26年度は平成25年度決算に基づく見込み額

(16) 普通会計決算の推移

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入総額	1,231	1,295	1,386	1,304	1,274	1,295	1,317
歳出総額	1,160	1,209	1,248	1,240	1,234	1,244	1,269

(17) 北区財務年表



年度	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
主な出来事		消費税3%導入					先行減税の開始		「ふるさと北区財政白書」発行開始	地方費消費税5%へ引上げ		北区緊急財政対策	都区制度改革	「北区のバランスシート」発行開始						三定比率一体税の廃止による税源移譲	リーマンショック		緊急財政健全化に向けた方針(北区)				消費税8%へ引上げ

※普通会計決算(歳出総額)の平成25年度は見込額、平成26年度は予算額

※区税収入、特別区交付金の平成26年度は予算額

2 平成25年度予算の執行状況

(1) 歳入歳出予算の執行状況

歳 入

(平成26年3月31日現在)

会 計 区 分	予算現額 (a)	収入済額 (b)	差引過△不足額 (b-a)	収入率 (b/a ×100)
一 般 会 計	千円 134,912,722	千円 127,658,787	千円 △7,253,935	% 94.6
国民健康保険事業会計	39,597,904	34,114,397	△5,483,507	86.2
中小企業従業員退職金等 共 済 事 業 会 計	236,900	114,527	△122,373	48.3
介 護 保 険 会 計	26,629,724	25,406,596	△1,223,128	95.4
後期高齢者医療会計	7,609,527	7,400,789	△208,738	97.3

歳 出

(平成26年3月31日現在)

会 計 区 分	予算現額 (a)	支出済額 (b)	差引過△不足額 (a-b)	支出率 (b/a ×100)
一 般 会 計	千円 134,912,722	千円 118,236,282	千円 16,676,440	% 87.6
国民健康保険事業会計	39,597,904	36,065,508	3,532,396	91.1
中小企業従業員退職金等 共 済 事 業 会 計	236,900	115,351	121,549	48.7
介 護 保 険 会 計	26,629,724	23,042,466	3,587,258	86.5
後期高齢者医療会計	7,609,527	7,210,466	399,061	94.8

※ 歳入、歳出ともに「予算現額 (a)」欄の金額には、平成24年度からの繰越額が含まれています。一般会計には繰越明許費等5億3,423万1千円が含まれています。

(2) 区民負担の状況

特別区民税（現年課税分）調定額 （26.3.31現在）	235億1,167万円
区民1人あたり	※ 70,013円
1世帯あたり	129,649円
日本人人口	321,032人
外国人人口	14,786人
世帯数	181,348世帯

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳人口と世帯数

※参考 区民1人あたりの特別区民税負担額（平成24年度調定決算額）

北 区 : 69,253円
 港 区 : 229,725円
 23区平均 : 93,647円

(3) 区の財産

平成26年3月31日現在

種 別	数 量
土 地	1,200,312㎡
建 物	704,930㎡
権 利 等	1,646㎡
株 券 等	408株
出資による権利	12件

(4) 特別区債の状況（本文P11）

（単位：千円）

平成24年度末 現 在 高 a	平 成 2 5 年 度 発 行 額 b	平成25年度償還額			平成25年度末 現 在 高 a + b - c
		元 金 c	利 子	計	
28,898,815	3,262,000	4,075,924	376,718	4,452,643	28,084,891

3 都区財政調整関連指標（北区）

（1）特別区交付金の推移（本文P9）

（単位：億円）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
計	499	511	527	464	451	471	464	474
普通交付金	491	494	507	450	439	448	442	449
特別交付金	8	17	20	14	12	23	22	25

（2）基準財政需要額と基準財政収入額

（単位：千円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
需 要 額	71,550,414 (7,949,398)	71,628,487 (9,896,271)	76,584,175 (13,135,322)	77,735,152 (11,149,677)	79,876,836 (12,289,975)
収 入 額	24,694,833	25,434,704	27,433,440	28,311,052	29,170,360
差 引	46,855,581	46,193,783	49,150,735	49,424,100	50,706,476

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
需 要 額	74,528,476 (7,847,351)	70,185,352 (6,270,289)	71,203,839 (5,915,355)	70,302,848 (6,764,146)	71,560,392 (7,664,686)
収 入 額	29,570,237	26,258,084	26,375,818	26,131,835	26,697,473
差 引	44,958,239	43,927,268	44,828,021	44,171,013	44,862,919

※（ ）は投資的経費（内数）です。

※「差引」は、普通交付金の額と一致します。

4 主要事業分析

区の事業について財源分析を行っています。その中から、いくつかの事業を取り上げてみます。（平成25年度決算ベース）

（注1）財調（都区財政調整の基準財政需要額）については、財調上の事業区分と区の事業が必ずしも一致しないため推計値となっています。

（注2）自由財源とは、区独自の事業や、財調上の標準的な算定を上回る事業に対し区が充当している税等の一般財源をいいます。

（単位：千円）

【 総 務 費 】			
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費		地域生活安全環境整備事業費	
	<u>362,880</u>		<u>41,375</u>
（特定財源） 都支出金	100,022	（特定財源） 都支出金	11,930
（一般財源） 財調	0	（一般財源） 財調	5,786
自由財源	262,858	自由財源	23,659
【 福 祉 費 】			
子ども医療費助成費		認証保育所等保育料補助費	
	<u>1,201,815</u>		<u>39,630</u>
（特定財源） 諸収入等	152	（一般財源） 財調	0
（一般財源） 財調	551,243	自由財源	39,630
自由財源	650,420		
【 衛 生 費 】			
予防接種費		区民健康診査費	
	<u>843,483</u>		<u>344,343</u>
（特定財源） 都支出金	39,810	（特定財源） 都支出金	22,288
諸収入等	27,995	（一般財源） 財調	20,035
（一般財源） 財調	426,162	自由財源	302,020
自由財源	349,516		
【 土 木 費 】			
狭あい道路拡幅整備事業費		街路照明LED化事業費	
	<u>259,507</u>		<u>108,683</u>
（特定財源） 国庫支出金	7,150	（一般財源） 財調	0
都支出金	3,575	自由財源	108,683
（一般財源） 財調	97,726		
自由財源	151,056		
【 教 育 費 】			
放課後子ども教室等推進事業費		交通安全対策費	
	<u>224,953</u>		<u>98,644</u>
（特定財源） 都支出金	31,323	（一般財源） 財調	28,501
諸収入等	57	自由財源	70,143
（一般財源） 財調	31,511		
自由財源	162,062		

平成26年度

ふるさと北区財政白書

平成26年6月発行

刊行物登録番号 26-1-024

編集・発行 北区政策経営部財政課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

TEL(3908)1105 (ダイヤルイン)